

日野療護園
事業継続計画及び対応マニュアル
(震災時)

改訂版
平成27年9月

東京都社会福祉事業団
日野療護園

はじめに

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの死者・行方不明者が発生するとともに、水道・電気・ガスといった日常生活に不可欠なライフラインが停止しました。
- このような大規模な震災が発生した場合においても、利用者の命と生活を預かる事業団各施設は、利用者及び職員の安全を確保し、被害を最小限に抑え、利用者の生活の維持に不可欠で中断が許されない業務を継続していく責務があります。
- このため、これまでも、各園において食料の備蓄や避難訓練の実施等に取り組んできたところですが、今年度は、事務局及び各園が一体となって平常時における対策や発生時における対応について検討を重ね、この度「事業団の事業継続計画及び災害発生時における対応マニュアル」を作成いたしました。
- 作成にあたっては、事業団共通の取組事項を確保するとともに、複数施設を持つ事業団の強みを生かせるよう、事務局が作成した共通の素案を基にしつつ、各園において、所在する自治体の防災計画や現場の実態を踏まえた具体的で実践的な内容となるよう、各現場の職員の意見を取り入れています。
- また、対応マニュアルについては、発生後1時間以内に行うこと等、時間の経過にあわせて具体的な行動や注意事項を記載するとともに、チェックリストや写真の添付等により、必要な事項を確実に実行できるよう工夫しています。

特に、夜間や休日に災害が発生した場合は、経験年数が浅い少数の職員で判断・対応しなければならないことも想定されるため、特に重要な課題と捉え、具体的にいつ何を判断し、どのように行えばいいのかわかりやすく作成することを念頭に検討しました。
- さらに、災害時要援護者の受け入れについては、社会福祉施設として求められる役割を果たすことができるよう、自治体の意向を確認のうえ積極的に取り組むこととし、複数の施設で協定を締結したところです。

なお、自治体から二次避難所に指定されていない施設においても、災害時に緊急要請を受けた場合や、事業団施設間で利用者の受け入れを行った場合の参考になるよう、対応策を検討しています。
- 今後は、災害時において必要な業務を効果的に行えるよう、作成した「事業継続計画及び発生時における対応マニュアル」の内容を周知し、訓練を繰り返し実施するとともに、その過程で明らかになった課題の対応策を反映し改善していくことが必要です。

利用者及び職員の安全と生活を守れるよう、職員一人ひとりが、平常時から対策にこころがけ、災害時には課せられた役割を果たしていきます。

平成25年3月25日

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

目 次

I 事業継続計画（BCP）

第1章 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方	
1 事業継続計画（BCP）策定の意義	2頁
2 目標	2頁
3 策定の基本方針	2頁
第2章 計画の前提とする被害想定	
1 地震及び津波の規模	3頁
2 建物やライフライン等の被害想定	4頁
3 職員確保や業務等における被害（影響）の想定	5頁
第3章 災害時における組織体制	
1 事業団総合災害対策本部の構成等（日中）	7頁
2 事業団総合災害対策本部の構成等（夜間・休日）	9頁
3 日野療護園災害対策本部の構成等（日中）	10頁
4 日野療護園災害対策本部の構成等（夜間・休日）	12頁
第4章 災害時における連絡体制・情報の収集等	
1 日野療護園災害対策本部の設置場所及び連絡先	13頁
2 連絡手段	14頁
3 関係機関の連絡先	15頁
4 災害関連情報の収集	17頁
第5章 職員の配備態勢及び参集	
1 職員の配備態勢	18頁
2 職員の参集可能人数（想定）	19頁
3 勤務時間外職員の参集	20頁
4 勤務中職員の一斉帰宅の抑制	21頁
第6章 災害時に優先して実施する業務	
1 災害時優先業務の抽出（業務の評価分類）	22頁
2 災害時優先業務	22頁
3 縮小・中断する業務	23頁
4 災害における、業務縮小目安表	24頁

第7章 平常時における備え

- 1 備蓄品の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・25頁
- 2 施設・設備の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・25頁
- 3 ライフライン等停止時の対応策の検討・・・・・・・・26頁
- 4 訓練の実施・計画の見直し等・・・・・・・・・・26頁

II 災害発生時における緊急対応マニュアル

第1章 概ね1時間以内に行うこと

- 1 発生直後の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・28頁
- 2 非常放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・29頁
- 3 安全な場所への避難誘導・・・・・・・・・・30頁
- 4 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議・・・・・・・・31頁
- 5 利用者・職員の安否確認・・・・・・・・・・33頁
- 6 救護所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・34頁
- 7 設備・施設の状況確認、代替措置の実施・・・・・・・・35頁
- 8 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）・・・・45頁

第2章 概ね24時間以内に行うこと

- 1 備蓄品の使用準備・・・・・・・・・・・・・・・・46頁
- 2 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認・・・・・・・・46頁
- 3 主な優先業務の具体的実施方法等・・・・・・・・47頁
- 4 各設備業者や利用者家族等への連絡・・・・・・・・50頁
- 5 通所サービス利用者等への対応・・・・・・・・50頁

第3章 概ね72時間以内に行うこと

- 1 救援物資の受け入れ体制の確保・・・・・・・・・・52頁
- 2 ボランティアの受け入れ体制の確保・・・・・・・・・・52頁
- 3 災害時要援護者（避難者）の受入の準備・・・・・・・・52頁
- 4 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）・・・・53頁
- 5 復旧に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・54頁

III 災害時要援護者の受け入れ等

第1章 平常時における取り組み

- 1 基本的な考え方等・・・・・・・・・・・・・・・・57頁
- 2 平常時に検討する事項、自治体との事前調整・・・・・・・・57頁
- 3 自治体との協定書の締結・・・・・・・・・・60頁
- 4 職員への周知や訓練の実施・・・・・・・・・・61頁

5	要援護者の特性に応じた対応	61
第2章 災害発生時における対応マニュアル（二次避難所）		
1	二次避難所の開設に向けた直前の準備	63
2	二次避難所の開設・運営	69
3	二次避難所の閉鎖	72
4	費用の請求等	72

IV 資料・様式編

NO	項目	備考	頁
1	日野療護園避難経路見取り図		74
2	放送設備利用マニュアル		75
3	非常電源装置利用マニュアル		76
4	初動対応チェックリスト		82
5	利用者・職員の安否確認兼報告書		85
6	各棟の施設・設備等点検報告書		86
7	設備等点検リスト		87
8	参集時の服装・持ち物一覧		92
9	参集途上の被災状況報告書		93
10	参集職員受付簿		94
11	職員参集状況集計表		95
12	事業所被害状況等報告書（局様式）		96
13	応援体制の調整票（事務局宛 FAX）		97
14	災害時連絡用紙（事務局宛 FAX）		98
15	災害対策本部設営図		99
16	災害対策本部の物品一覧		100
17	災害対策本部会議議事録様式		102
18	非常時持出の利用者個別情報リスト		103
19	備蓄物品一覧		104
20	災害時非常用備蓄食品使用予定献立		107
21	日野市地図（市販品）		—
22	日野市防災マップ		111
23	日野市避難所一覧		112
24	関係機関連絡先一覧【本文中に記載】		—
25	職員緊急連絡網【省略】		—
26	職員参集基準表（氏名入り）【省略】		—
27	感染症対策マニュアル【別冊】		—
28	応急処置の方法【別冊】		—
29	災害用伝言ダイヤル使用方法(NO1)・(NO2)		116
30	災害時緊急連絡カード（表）・（裏）		117

31	共通設備及びライフライン点検報告書		119
32	避難(予定)者の個別状況票		120
33	避難者名簿		122
34	二次避難所関連書式		124
35	ボランティア受付表		129

I 事業継続計画 (BCP)

第1章 事業継続計画（BCP）の基本的な考え方

1 事業継続計画（BCP）策定の意義

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、地震や大事故等の危機事案に備え、被害を最小限に抑え、必要な業務が継続できるよう、事前に定める計画である。

首都直下地震等が発生した場合は、施設自体も被災する可能性が高く、平常時の人員や環境を前提とした業務を行うことはできないことが想定されるが、こうした状況においても、利用者・職員の生命及び安全を守るとともに、施設機能を維持していかなければならない。

このため、災害発生時に優先して遂行する業務を事前に定め、限られた人員や資源を効率的に投入し、必要な業務の継続と早期復旧を図ることができるよう、事業継続計画を作成する。

2 目標

（1）利用者及び職員の安全の確保

利用者及び職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめる。

（2）施設機能の維持

利用者の生活の維持に不可欠で中断を許されない業務の継続に優先して取り組むとともに、通常の施設運営への早期復旧に努める。

（3）災害時要援護者等の受け入れ

施設利用者等の安全の確保を前提に、地域の災害時要援護者の受け入れ等、公的な社会福祉施設として求められる役割を積極的に果たす。

3 策定の基本方針

（1）事業の中断が「利用者及び職員の安全の確保」、「施設機能の維持」に対して及ぼす影響の大きさから災害時優先業務の抽出を行う。

（2）実行性を確保する観点から、優先業務遂行上の課題と具体的な対応策を検討する。
特に、夜間等に発生した場合は、管理職等が不在の中、限られた職員で対応する必

要があることから、具体的にいつ何をどのように行うのか、わかりやすく作成する。

- (3) 災害時要援護者等の受け入れについては、地域の実情や施設の特徴を踏まえ、検討を行う。ただし、施設が安全に使えることや利用者の安全の確保を前提とし、二次被害や大きな混乱を招かないよう、対応可能な内容を明確にするとともに、課題と具体的な対応策を検討する。

第2章 計画の前提とする被害想定

1 地震及び津波の規模

(1) 地震の種類及び震度等

園が所在する自治体等の想定の内、最も被害が大きい地震を本計画の想定とする。

施設名	所在地	想定する地震の種類	震度	津波
事務局	新宿区	東京湾北部地震 M7.3	6強	なし
石神井学園	練馬区	東京湾北部地震 M7.3	6弱	なし
小山児童学園	東久留米市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
船形学園	千葉県館山市	東海地震 M7.9	5強	8.3m
八街学園	千葉県八街市	八街市直下地震 M6.9	6弱	なし
勝山学園	千葉県鋸南町	鋸南町直下地震 M6.9	6弱	10m
片瀬学園	神奈川県藤沢市	南関東地震 M7.9	5(強)~7	3m
七生福祉園	日野市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
東村山福祉園	東村山市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
千葉福祉園	千葉県袖ヶ浦市	袖ヶ浦市直下地震 M7.2	6強	なし
日野療護園	日野市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし
八王子福祉園	八王子市	多摩直下地震 M7.3	6強	なし

※ 都内は「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月18日付東京都総務局資料)による。

※ 都外は、各施設所在自治体の想定による。

(2) 発生時間帯等

夜間と日中では勤務職員数に大幅な違いがあるため、災害が夜間に発生した場合と日中に発生した場合の双方について、実効性のある対応策を検討する。

津波の発生が予想されている地域については、津波により建物が使用できない場合と使用できる場合の双方について対応を検討する。

2 建物やライフライン等の被害想定

施設の建物・設備等について、次の表のとおり被害が発生すると想定して対応策を検討する（対応策の詳細は別途記載）。

電力・通信・ガス・上水道・下水道の各ライフラインについて、日野市の被害想定は下表のとおりであるが、被害を受けた場合には復旧までに期間を要する可能性がある。

また、災害発生後最低3日間は、外部からの支援が得られないと想定して対応策を検討する。

■ 被害想定（建物・ライフライン等）

項目		想定する被害状況	
建	物	○	<ul style="list-style-type: none"> 共通棟、A棟、B棟、C棟及びD棟の耐震性ランクは全てA2（診断の結果、十分な耐震性を保有するもの）である。（「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト」（平成20年3月27日発表）による。）
居	室	○	<ul style="list-style-type: none"> 未固定のOA機器や書籍等が落下（各居室等のキャビネットやテレビの転倒防止は実施済みである。）
執	務	（要片付）	
電	力	×	<ul style="list-style-type: none"> 停電 非常用発電装置の供給対象のみ可（燃料は半日程度確保）
ガ	ス	×	<ul style="list-style-type: none"> 停止 園敷地内の配管が破損した場合には使用停止となる。
上	水	×	<ul style="list-style-type: none"> 断水 園敷地内の配管等が破損した場合には使用停止となる。 停電した場合には自家発電装置の稼働中は使用可能。ただし、自家発電装置の稼働が停止した場合には使用不可（ポンプ停止）となり、直結栓（2か所）のみ使用可能である。
下	水	×	<ul style="list-style-type: none"> 停止 園敷地内の配管等が破損した場合は使用停止となる。 停電時はA棟汚水槽にあるポンプが稼働しないため、A棟の下水道への放流は不可となる。
固	通常型	×	<ul style="list-style-type: none"> 輻輳によりつながりにくい。 外線、内線共に停電時使用不可（内蔵電池切れ後）
	災害時	○	
電	優先電話	○	<ul style="list-style-type: none"> 発信のみ優先（発信規制がかからない。） 停電時も使用可能、ただし断線すると使用不可
携	通話	×	<ul style="list-style-type: none"> 輻輳によりつながりにくい。
	メール	○(遅延)	
鉄道・車		×2日間	<ul style="list-style-type: none"> 発生翌日まで、混乱により利用困難

○：使用可能、×：使用不可

■ 参考：日野市（地元自治体）の被害想定及び復旧日数

	被害率	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時における復旧日数
電力	14.4%	停電被害の復旧に概ね1週間程度を要している。
通信	3.3%	通信寸断の被害の復旧に概ね2週間程度を要している。
ガス	100.0%	都市ガス設備被害の復旧に概ね1～2か月程度を要している。
水道	35.2%	断水被害の復旧に1か月以上を要している。
下水道	27.8%	被害の復旧に1か月以上を要している。

(東京都防災会議作成「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月18日発表より))

3 職員確保や業務等における被害（影響）の想定

(1) 想定される状況

ア 職員の確保

- ・ 予定時間に予定人員が確保できない。
- ・ 夜間・休日に発生した場合は幹部職員が不在
- ・ 夜間帯（午後10時以降）は、園に職員寮がないため夜勤者4名のみで対応する時間が想定される。
- ・ 連絡がとりにくい状況
- ・ 日中に発生した場合は、一定数を確保できる一方、帰宅困難が発生

イ 委託業務の確保

- ・ 建物管理業務委託、給食業務委託、運送委託等の委託業者も予定時間に予定人員が確保できない。
- ・ 給食調理業務は、設備や物流の被害により備蓄品等による応急代替方法となる。
- ・ 各種設備の保守業務は、業務量の増大により復旧作業が遅れる。
- ・ 関係機関との連絡がとりにくい状況

ウ 施設利用者における負傷者の状況等

- ・ 揺れによる転倒、落下物等により負傷する者が相当数発生し、救護所を設置する必要が生じるものと想定する。
- ・ 負傷者の内、数名は医療機関への搬送が必要になるものと想定する。

エ 衛生用品・日用品の確保

- ・ 設備や物流の被害により備蓄品等による応急代替方法となる。

(2) 職員参集可能人数の想定（夜間・休日等に6弱以上発生の特設非常配備体制）

	災害発生後からの経過時間・自宅からの距離			
	～1時間	～3時間	～24時間	～72時間
	2km圏	6km圏	20km圏	20km超
対象者数 (a)	22人	11人	26人	8人
対象者の累計数 (b)	22人	33人	59人	67人
参集可能率 (c)	50%	60%	70%	80%
参集可能人数 (b*c)	11人	19人	41人	53人

※ 算出根拠等の詳細は、第5章の2

※ 自身の負傷、家族の保護・介護、家族の安否が確認できない等により参集できない場合や、交通インフラ等の被害状況から遅れる場合もあることから、発生時間ごとに参集可能率を想定して見込むものとする。

(3) 避難者・災害時要援護者の想定

「Ⅲ 災害時要援護者の受け入れ」部分に記載

第3章 災害時における組織体制

1 事業団総合災害対策本部の構成等（日中）

（1）事業団総合災害対策本部（事務局）の設置

東京都社会福祉事業団の各施設所在地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、事務局に「事業団総合災害対策本部」を設置する。

震度5強以下の地震の場合であっても生命、身体、建物、施設機能等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、事業団を挙げた対応が緊急に必要な場合には設置する。

（2）事業団総合災害対策本部の所掌事項

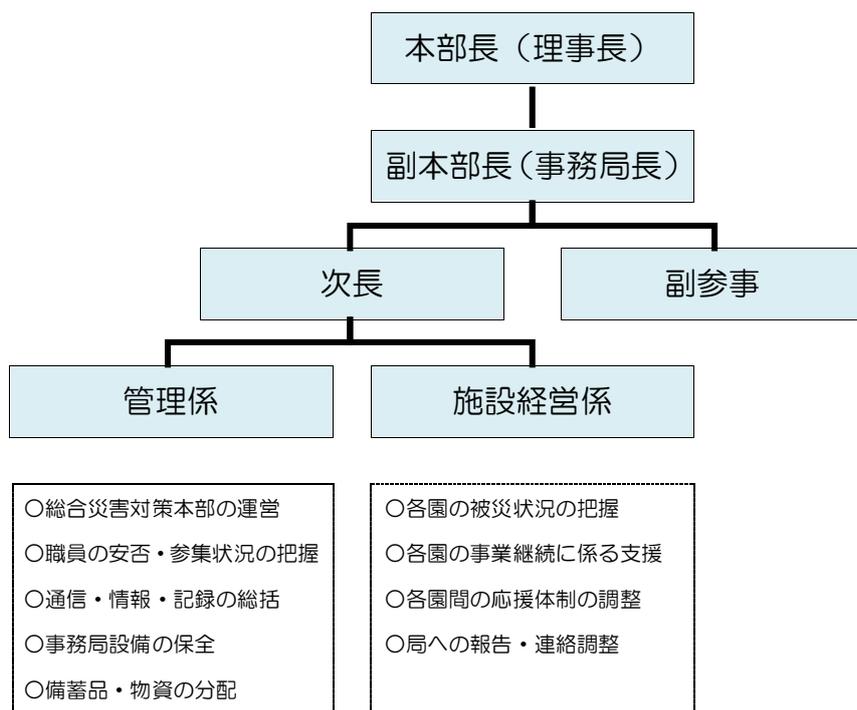
- ア 災害に関する情報の収集、連絡及び管理に関すること。
- イ 事業団各施設の被災状況の把握、対応策に関すること。
- ウ 事業団各施設、東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 事業団全体に関する行動方針に関すること。

（3）事業団総合災害対策本部の構成と役割分担

担当	メンバー	役割
本部長	理事長 【事務局長】	・全体総括、指揮及び判断 ・対策本部の設置
副本部長	事務局長 【次長】	・事業全般に関する実行指揮 ・関係機関への協力要請
事務局	次長 【副参事】	・各園や局等との連絡調整 ・事務局の統率
	副参事 【次長】	・被災状況等に関する情報収集 ・その他特命事項
	管理係長 【人事担当】	・事業団総合対策本部の運営 ・職員の安否・参集状況把握 ・施設・設備の確認、その他庶務
	施設経営係長 【企画経理担当】	・各園の被災状況の把握 ・各園の支援(応援体制の調整等)

* 【 】内は不在時の代行。【 】内職員も不在時は職層上位の者が代行する。

(4) 災害時における事業団事務局の組織図



(5) 事務局の連絡先

■ 電話・ファクシミリ

係等	番号	備考
事務局長	03-5291-3613	
次長	03-5291-3601	
副参事	03-5291-3607	
管理係	03-5291-3600 (代表番号)	災害用伝言ダイヤル用
	03-5291-3602~4	
人事担当	03-5291-3605・3610	
施設経営係	03-5291-3606 (未公表番号)	災害時優先電話
	03-5291-3608~9・3614	
企画経理担当	03-5291-3611・3612	
ファクシミリ	03-5291-3616	災害時優先 FAX

■ PC アドレス

事務局長	kyokucho	管理係	kanri1~5
次長	jicyo	人事担当	jinji1~2
副参事	fukusanji	施設経営係	sisetu1~3・6~7
組織端末	mail	企画計理担当	kikaku1、keiri1・5

※後ろに「@jigyodan.org」付ける。

■ 住所：〒169-0072 東京都新宿区大久保3-10-1-201

2 事業団総合災害対策本部の構成等（夜間・休日）

（1）設置

夜間・休日等に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が自身や家族の安全を確保のうえ参集する。職員が2人参集した時点で事業団総合災害対策本部を設置する。（参集職員が1人の場合でも、各施設との必要な調整を順次行う。）

（2）構成と役割分担等

ア 参集者のうち、職層最上位（同順位の場合は経験年数の多い者）を、仮本部長とし、全体総括・判断・指揮を行う。

必要に応じて可能な範囲で事務局長や次長等と連絡をとりながら判断する。（連絡がとれなくても、参集した職員で判断する。）

イ 参集した限られた人数で対応するため、優先順位の高い業務から当面の対応を行う。

ウ 事務局建物から10キロ圏内に居住する職員は、災害発生時の初動対応を担う可能性が高いことから、毎年度当初に具体的役割を確認し、訓練しておく。

参集人数	役割	備考
1人	<ul style="list-style-type: none"> ○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告 	本部にいる
2人	<ul style="list-style-type: none"> ○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告 	本部にいる (リーダー)
	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局建物の点検 ○災害用トイレの設置 ○災害関連情報の収集 他 	
3人	<ul style="list-style-type: none"> ○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 ○都へ報告、関係機関との調整 	本部にいる (リーダー)
	<ul style="list-style-type: none"> ○各園の被災状況の把握 ○事務局職員の被災・参集状況把握 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局建物の点検 ○災害用トイレの設置 ○災害関連情報の収集 他 	

3 日野療護園災害対策本部の構成等（日中）

（1）日野療護園災害対策本部の設置

施設所在地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置する。

震度5強以下の地震の場合であっても生命、身体、建物、施設機能等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあり、施設を挙げた対応が緊急に必要な場合、災害対策本部を設置する。

（2）日野療護園災害対策本部の所掌事項

ア 災害に関する情報の収集、連絡及び管理に関すること。

イ 被災状況の把握、対応策の検討及び実施に関すること。

ウ 事業団事務局及び関係機関との連絡調整に関すること。

（3）日野療護園対策本部の構成と役割分担

担当	メンバー	役割
本部長	園長 【管理GL】	<ul style="list-style-type: none"> 全体総括、指揮及び判断 対策本部の設置 関係機関等への協力依頼
事務局	管理GL 【事業推進GL】 管理G職員（1名）	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の運営 職員の勤務状況等の把握 施設・設備の確認、維持管理 被災状況等に関する情報収集 事務局、関係機関との連絡調整 金銭管理、その他庶務 災害伝言ダイヤルへの情報発信
利用者担当	事業推進GL 事業推進G職員（1名） 福祉サービス第一GL 福祉サービス第二GL 各福祉サービスG職員男女各1名	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保・生活の維持 支援職員のローテーション管理 備蓄品・物資の分配計画 ボランティアの受入れ調整 保護者等との連絡調整
食料担当	栄養士 【管理GL】	<ul style="list-style-type: none"> 食材の確保、非常用献立の作成 備蓄食料品の分配計画 調理委託業者への指示
看護担当	看護長 【福祉サービス第一GL又は福祉サービス第二GL】	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の処置・投薬、感染予防 利用者の健康状態把握 嘱託医との連絡調整 医療機関との連絡調整

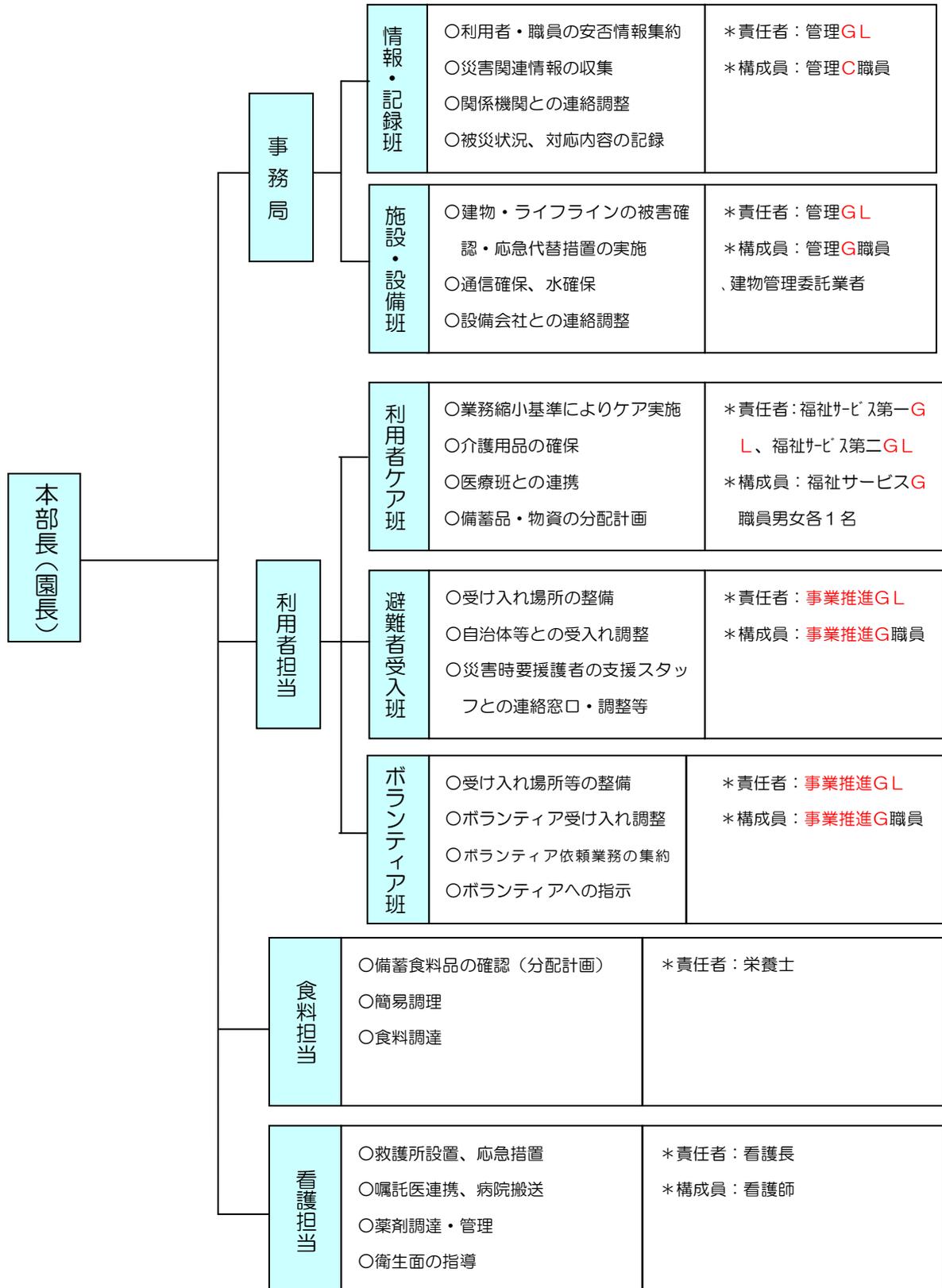
*【 】内は不在時の代行

*【 】内職員も不在時は、それぞれ職層上位の者が代行する。

*G=グループ GL=グループリーダー

(4) 災害時における、日野療護園の組織図

*避難者やボランティアの受け入れは落ち着いてから実施（他班兼務）



4 日野療護園災害対策本部の構成等（夜間・休日）

(1) 設置

夜間・休日等に、震度6弱以上の（5強以下で必要な場合を含む。）地震が発生した場合は、勤務している職員で災害対策本部を設置し、当面の対応を行う。

(2) 構成と役割分担等

ア 夜勤者のうち、経験年数の多い者を、仮本部長とし、全体総括・判断・指揮を行う。必要に応じて可能な範囲で園長や係長等と連絡をとりながら判断する。園長や管理運営係長が参集したら、引き継ぐ。

イ 施設にいる限られた人数で対応するため、夜間の職員数を基に、優先順位の高い業務から当面の対応を行う。

状況によっては、利用者を1か所に集めて対応する。

ウ 予め、日々の勤務表に、リーダー・設備担当等の印をつけておき、毎日の引き継ぎで確認する等、災害発生時に迅速に対応できるよう工夫する。

担当	役割	分担
仮本部長 (リーダー)	<ul style="list-style-type: none"> 全体総括、指揮及び判断 非常放送 事務局等関係機関との連絡調整 	1人 ※ 職務最上位 ※ 勤務票に印
情報 担当	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・職員の状況把握・記録 被災状況に関する情報収集・記録 	リーダーが兼務
設備 担当	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン、施設・設備の確認及び代替措置 	1人
利用者 担 当	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保（救護を含む。） 利用者の生活支援 	残り全員

(3) 組織図



(4) 優先順位の考え方等

- ① 生命に関わることから実施する。
- ② いる人数でできること、できないことを確認する。
- ③ いる人数でできることを実施する。
- ④ まず、行動。報告は後でもよい。
- ⑤ 記録は大事。ホワイトボードや紙に時間を追ってメモする。

第4章 災害時における連絡体制・情報の収集等

1 日野療護園災害対策本部の設置場所及び連絡先

災害対策本部の設置場所と連絡先、連絡網を定め、周知しておく。

(1) 日野療護園対策本部の設置場所

日中は共通棟2階会議室とする。

夜間・休日はC棟介助員室とする。ただし、職員の参集状況により対策本部を共通棟2階会議室に移す。

(2) 日野療護園対策本部の電話番号

◆職員が外部から本部へかけるとき

042-593-2438 (管理Gの固定電話)

◆本部から発信用(災害時優先電話。発信規制なし)

042-593-2489 (園長席、
C棟介助員室の固定電話)

◆園からの指示を登録する電話(災害用伝言ダイヤル活用)

042-593-2421 (園の代表電話)

※ 電話がつながりにくいときは、この番号に災害用伝言ダイヤルを活用して参集等の指示を登録するので、各職員は再生して確認する。

(3) 緊急連絡網等

○携帯電話番号も記載した緊急連絡網を作成する。

職員は、災害対策本部及び連絡網の連絡先を、携行するとともに、各自の携帯電話に登録しておく。(個人情報取扱注意)

○携帯のメールアドレスも交換しておく、災害時の連絡に有効である。(非常時のみ利用する等、職場の理解の得られる範囲で行う。)パソコンが使用できれば一斉

送信も可能

2 連絡手段

(1) 固定電話・携帯電話

- ・固定電話、携帯電話共に輻輳し、災害直後はつながりにくい。
内線は停電でなければ使える。(回線輻輳の影響を受けない。)
- ・災害時優先電話は、**アナログの専用回線と専用電話器が使用できる。**
- ・光ファイバーを利用したひかり電話や ISDN デジタル回線は停電時に使用できないことに留意

■ 園内の災害時優先電話一覧

種類	番号	設置場所
固定	042-593-2489	園長席、 C棟介助員室
FAX	【今後整備予定】	

(2) 災害用伝言ダイヤル

- 電話が通じない場合は「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行う。
- 災害用伝言ダイヤルは震度6弱以上の地震発生時には、概ね30分を目途に利用できるようになり、震度5強以下のときは状況によりNTTが判断する。
- 伝言録音時間は30秒以内、保存期間は録音から48時間、伝言数は1～10まで録音できる。
- 各施設の災害対策本部は、電話が通じない場合は、次の状況を園の代表電話に災害用伝言ダイヤルを利用して録音する。
 - ・職員の参集連絡について(前述)
 - ・事務局への報告
 - 録音している職員の係・氏名、録音している時間
 - 利用者・職員の安否が確認できない人数
 - 重傷者数とその状況
 - 主な施設やライフラインで使用できないもの

(3) 携帯電話のメール

- 災害直後はつながりにくく遅れるが、電話よりはつながる。
(手動の充電器を用意する。)

(4) トランシーバーや無線機

- 停電により内線電話が使用できない場合でも一定の連絡が可能

(5) 衛星電話

- 災害時に有効であるが、費用面の課題がある。

3 関係機関の連絡先

(1) 事業団施設

	代表電話	災害対策本部	FAX	災害時優先電話
事業団事務局	03-5291-3600	03-5291-3601	03-5291-3616	電話 03-5291-3606 FAX 03-5291-3616
石神井学園	03-3996-4191	03-3996-4209	03-3996-4190	03-3996-4208
小山児童学園	042-471-0041	042-471-0084	042-475-9046	042-471-0084
船形学園	0470-27-2921	0470-27-2922	0470-27-2932	0470-27-2922
八街学園	043-443-1021	043-443-1022	043-443-7215	043-443-1032
勝山学園	0470-55-0541	0470-55-0541	0470-55-0543	電話 0470-55-0756 FAX 0470-55-0543
片瀬学園	0466-22-4464	0466-22-4464	0466-22-1285	0466-22-4464
七生福祉園	042-591-0049	042-591-0241	042-593-2662	042-591-0055
東村山福祉園	042-343-8141	042-343-8138	042-343-8145	042-343-8144
千葉福祉園	0438-62-2711	0438-62-2713	0438-62-6093	0438-62-2713
日野療護園	042-593-2421	042-593-2438	042-593-0075	042-593-2489
八王子福祉園	042-651-4114	042-651-4112	042-651-2052	042-651-3896

(2) 関係機関

	名 称	電話番号	FAX 番号
東京都	総務局防災部管理課管理係	03-5388-2452	03-5388-1270
	総務部総務課庶務係	03-5320-4021	03-5388-1400
	総務部企画計理課団体指導係	03-5320-4201	03-5388-1401
	(少子)育成支援課児童施設係	03-5320-4134	03-5388-1406
	(障害)居住支援課福祉施設運営係	03-5320-4159	03-5388-1407
関係行政機関等業者	日野市役所	042-585-1111	042-581-2516
	日野市役所総務部防災安全課	042-585-1100	—
	日野市役所健康福祉部障害福祉課	042-585-1111	042-583-0294
	花輪病院	042-582-0061	042-586-3171
	日本医科大学多摩永山病院	042-371-2111	042-372-7381
	日野警察署	042-586-0110	—
	日野消防署	042-581-0119	042-581-7421
日野消防署高幡出張所	042-592-0119	042-593-0119	

(3) 業者（業務委託・設備保守・取引先等）

区分	名称	電話番号	備考	
業務	給食業務委託	エコーライフ(株)	045-894-7481	
	警備委託	セコム(株)南多摩営業所	042-376-7798	
	建物管理業務委託	(株)ジャパンサービス	03-5316-5817	
	運送委託	根古警備保障(株)	042-344-8211	
設備の保守	電気設備一般	関東電気保安協会	0120-181-595	事故受付センター
	自動消火設備	モリタ宮田工業(株)	080-5419-5409	
	ナースコール	松立通信情報システム(株)	042-749-3818	090-1112-7607
	エレベーター	SEC Ilバ-ター(株)	03-5688-8967	
	屋内給排水	(株)ジャパンサービス	03-5316-5817	
	給湯器	(株)サーモエナ- (株)サンエイ	0120-088-874 03-3232-8121	
	床暖房	TGL 南多摩 大平 ENG	042-373-0210	
	電気（メ-ル以前）	東京電力(株)八王子支社	0120-995-662	
	ガス（メ-ル以前）	東京ガス(株)南多摩 東京ガス(株)総合窓口	042-589-2237 0570-002-211	
	水道（メ-ル以前）	多摩お客様センター	0570-091-101	
	ホイス-ト	(有)オオタ商会 大邦機電(有) 竹虎ヒューマンケア(株)	03-5699-9393 0475-32-4811 03-3762-2686	明電興産製
	エアコン	(有)大平電気 三菱空調システム(株)	042-591-4536 0120-975-365	
構内交換電話	三田電気工業(株)	03-3298-2101		
食-材・日用品等	トイレ-ットペ-ーパー等	アイシャ産業(株)	0422-51-8083	
	オムツ・尿とりパ-ッド	イワツキ(株)	03-3966-8371	
	オムツ・尿とりパ-ッド	ワタキューセイモア(株)	042-773-3511	
	共用日用品全般	小川商店	03-3327-2359	
	ビニ-ール手袋	カウネット	042-524-4575	
	収尿器等	(株)サカイ・ヘルスケア-	0422-42-6811	
	個別日用品全般	TKショップ百草	042-591-1730	
ゼリー	ヘルシーフ-ード(株)	042-581-2152		

4 災害関連情報の収集

(1) ラジオ

- 災害対策本部だけでなく、介助員室にも用意しておく。
- 長期停電に備え、予備電池を十分に用意しておく。

(2) テレビ

- 災害対策本部にはテレビを設置しておく。
- 停電時は携帯電話のワンセグが使える。
予備電池と手巻式かソーラー充電器を用意しておく。

(3) インターネット（主な情報収集先）

- 気象庁・防災気象情報
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>
- 東京都防災ホームページ（TOP 左上に発災時のページあり）
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/index.html>
- 東京都福祉保健局
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>
- 日野市（地元自治体）
<http://www.city.hino.lg.jp/>
- 東京都水道局（TOP⇒震災への備え⇒給水拠点）
<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/index.html>
- 東京電力
<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>
- 東京ガス
<http://www.tokyo-gas.co.jp/>
- 東京都社会福祉協議会
<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>

第5章 職員の配備態勢及び参集

1 職員の配備態勢

(1) 特別非常配備態勢と非常配備態勢

区分	要件	連絡	参集
特別非常配備態勢	・施設所在地域において震度6弱以上の地震が発生したとき	なし	全職員が（原則として非常勤職員含む。）、自宅及び家族の安全を確認したうえで、 <u>自発的に参集する。</u>
非常配備態勢	・災害対策本部を設置したとき ・施設所在地域において震度5強以下の地震が発生したとき	あり	<u>該当職員は、緊急連絡網等で非常配備態勢の連絡を受け、自宅及び家族の安全を確認したうえで参集する。</u>

(2) 非常配備態勢

災害の規模に応じて、第1次から第4次までとし、原則として全職員がいずれかに位置づけられる。（原則として非常勤職員を含む。）

	発令の時期	態勢	居住地域等
第1次非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、本部長が必要性を認めたととき	・災害に関する情報収集活動を行う態勢 ・被害の防止策、被害へ即応する態勢	GL以上 概ね2扣圏
第2次非常配備態勢	第1では対応できない場合その他により、本部長が必要性を認めたととき	第2を強化し、被害へ即応する態勢	概ね6扣圏
第3次非常配備態勢	第2では対応できない場合その他により、本部長が必要性を認めたととき	第3を強化し、被害へ即応する態勢	概ね20扣圏
第4次非常配備態勢	第3では対応できない場合その他により、本部長が必要性を認めたととき	対応可能職員全員による災害応急対策活動態勢	その他地域

2 職員の参集可能人数（想定）

(1) 算出方法

- 自宅から各施設まで徒歩で参集するものとする。その歩行速度は、3km/時とする。
- 災害発生後からの経過時間ごとの参集対象者の、自宅から施設までの距離は次表のとおり
- 自身の負傷や家族の保護・介護、家族の安否が確認できない等により参集できない場合や、交通インフラ等の被害状況から遅れる場合を考慮し、経過時間ごとの参集可能割合は下表のとおりとする。
- 災害発生後からの経過時間ごとの参集可能人数は、対象者数に参集可能割合を乗じた人数とする。

(2) 経過時間ごとの参集可能人数

		災害発生後からの経過時間・自宅からの距離			
		～1時間	～3時間	～24時間	～72時間
		2km圏	6km圏	20km圏	20km超
対象者	管理職	人	人	1人	人
	管理G	人	1人	4人	人
	事業推進G	3人	3人	3人	2人
	福祉サビズG	17人	6人	18人	4人
	看護長	2人	1人	人	2人
小計(a)		22人	11人	26人	8人
累計(b)		22人	33人	59人	67人
対象累計数の内参集可能率(c)		50%	60%	70%	80%
参集人数(b*c)		11人	19人	41人	53人

注) 参集可能人数は、自宅から施設まで徒歩で参集するものとしその歩行速度は3km/時としているが、

災害発生時における歩行困難な状況を想定し、所要時間を1.5倍程度として算出している。

3 勤務時間外職員の参集

(1) 参集

ア 特別非常配備態勢（震度6弱以上の地震が発生）

自発的に参集する ※参集の連絡はないので注意すること。

イ 非常配備態勢（震度5強以下の地震発生）

参集の連絡を受ける ⇒ 参集する

◆伝達文例

「災害対策本部を設置しました。第〇次非常配備態勢を発令します。該当職員は、自身や家族の安全を確保のうえ、至急参集してください。参集場所は共通棟2階会議室です。」

(2) 参集できない場合の対応

次の理由等により参集できない場合には、災害対策本部（連絡がつかない場合は上司等）へ状況を報告し、指示を受ける。

○職員自身がけが等により動けないとき。

○家族が被災し、自分以外に保護・介護等する者がいないとき。

○自宅が被害を受け、対応が必要なとき。

○道路寸断、河川橋脚の落下等により物理的に参集できないとき。

（可能なら、災害対策本部に連絡のうえ、他の事業団施設、都事業所又は自治体等の被災対応に加わることが適当である。）

(3) 災害用伝言ダイヤル

通話により状況確認・報告ができない場合、災害用伝言ダイヤルを使用して連絡を行う。「171」をダイヤルし、音声に従う。

ア 園の状況の確認

災害対策本部が、園の状況を園の代表電話の災害用伝言ダイヤルに登録することで、再生して確認する。

イ 自身の被災状況の報告

自分の携帯電話番号に、以下の事項を録音する。

グループ名、氏名、現在地、録音している時間

自身及び家族の安否状況

参集の可否

参集が可能な場合は、およその到達時刻（幅もたせて）

(4) 参集前の準備

- 発生中は、自分や家族の安全を確保し、火の始末等に留意する。
- 離れた家族の安否を確認する。
- 自宅や近隣の被災状況を確認し、必要に応じて消火活動、避難等を行う。
- 家族の安全（避難、食料や水の確保）を確保してから参集する。
- ラジオ等により余震・津波情報や参集経路の被災状況を把握する等、参集時の安全確保に努める。
- 活動しやすい服装（怪我防止のため長袖、長ズボン、頭部を保護するヘルメットや帽子、安全靴かスニーカーなど底が厚く動きやすい靴、両手が使用できるリュック）で出かける。
- 「参集時の服装・持ち物一覧」を参考に、防災グッズ等をリュックに携行する。
- 交通機関が使用不可能な場合は、徒歩又は自転車・バイクで参集する。自家用自動車は緊急車両の妨げとなるので、使用しない。
- 職場や上司・同僚等へ連絡を試み、上記（3）内容の確認・報告を行う。

(5) 参集途上の対応

- 参集途上(特に施設周辺)の被害情報について、可能な範囲でメモや写真で記録する。特に道路寸断状況等は、今後の施設機能維持にあたって貴重な情報源になるため、参集後報告する。
- 参集困難な事態に直面したときは速やかに判断し、自宅に引き返すか最寄りの避難所に一時避難すると共に職場や上司へ連絡する。

(6) 参集場所到着直後の対応

- 参集場所
災害対策本部
- 参集受付簿に記載
対策本部の机上においてある参集受付簿に記載する。
- 参集途上被害状況報告
参集途上に把握した被災状況（特に園周辺や病院等への搬送経路の道路寸断情報等）の報告
- 災害対策本部の指示に従い、各業務に従事する。

4 勤務中職員の一斉帰宅の抑制

大規模災害発生時においては、東京都帰宅困難者対策条例に従い、職員をむやみに帰宅させず安全を確認したうえで職場内に留まらせる。特別な事情があると所属長が判断し、安全確保の見込みがある場合はこの限りでない。

第6章 災害時に優先して実施する業務

1 災害時優先業務の抽出（業務の評価分類）

○災害時においては、利用者及び職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持に不可欠で中断を許されない業務の継続に優先して取り組む。

○災害時において優先して実施する業務を抽出するため、全ての業務を洗い出し、下記の評価基準に基づき、利用者の生命や安全の確保及び施設機能の維持への影響度を評価して優先業務を選定する。

（園の具体的な業務選定シートは資料編に綴る。）

生命及び安全の確保・ 施設機能維持への影響	対応
1時間以内に着手しないと、重大な影響を及ぼす。	最優先で対策を講じる。
24時間以内に着手しないと、相当の影響を及ぼす。	優先的に対策を講じる。
72時間以内に着手しないと、相当の影響を及ぼす。	早期に対策を講じる。
72時間以内に着手しなくても（又は縮小しても）、重大な影響はないが、1週間以内には着手しないと影響を及ぼす。	縮小
1週間に着手しなくても、直ちに影響を及ぼさない。	ほぼ休止

2 災害時優先業務

次の業務について優先的に実施する。具体的な内容や方法は、「Ⅲ 災害発生時における緊急対応マニュアル」を参照のこと。

（1）概ね1時間以内に行うこと

- ア 発生直後の安全確保
- イ 非常放送
- ウ 安全な場所への避難誘導
- エ 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議
- オ 利用者・職員の安否確認

- カ 救護所の設置
- キ 設備・施設の状況確認、代替措置の実施
- ク 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）

（２）概ね２４時間以内に行うこと

- ア 備蓄品の使用準備
- イ 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認
- ウ 主な優先業務の具体的実施方法等
- エ 各設備業者や利用者家族等への連絡

（３）概ね７２時間以内に行うこと

- ア 救援物資の受け入れ体制の確保
- イ ボランティアの受け入れ体制の確保
- ウ 災害時要援護者（避難者）の受入の準備
- エ 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）
- オ 復旧に向けた取り組み

3 縮小・中断する業務

災害時においても施設機能を維持するために限られた職員が優先業務を実施する一方、縮小・中断しても利用者や職員の生命や施設機能の維持に重大な影響を及ぼさない業務については、一時縮小・中断する。

（１）生活介護事業（通所）、短期入所事業等

- 施設の被害状況や限られた職員により施設機能を維持していくために必要な場合は、短期入所事業・生活介護事業（通所）等の受け入れを一時縮小又は中断する。
- 災害対策本部で検討し、本部長の判断により決定する。
- 中止等の際には、その旨を関係者及び関係機関に連絡するとともに必要に応じてホームページや施設入口への掲示等を通じて周知する。

（２）入所者の日中活動や専門的支援

- 施設の被害状況や限られた職員により施設機能を維持していくために必要な場合は、施設入所者の日中活動、リハビリ等の業務は一時縮小又は中断する。

4 災害時における、業務縮小目安表

職員人数	夜勤のみ	夜勤+α	ローテの50%	ローテの70%	ローテの90%
必要な業務基準	利用者・職員の安全確保のみ	生命と安全を守る最低限の業務	食事・排泄中心。その他中止、減	一部中止・減とするが、ほぼ通常に近づけていく	ほぼ通常業務
給食体制	応援体制が整うまではなし。備蓄品の確認	できる範囲で、備蓄食品予定献立表により対応。3食定時にこだわらない。	備蓄食品予定献立表により対応。ガス等復旧なら、できる範囲で調理	ガス・水道等の復旧により、できる範囲で調理。栄養補助食品等活用	ガス・水道等の復旧により、できる範囲で調理。栄養補助食品等活用
食事介助 口腔ケア	応援体制が整うまではなし。	いる職員で必要な方に介助	順次介助 経管栄養者の口腔ケア必要	順次介助。 食事時間に合わせ適宜実施	ほぼ3食提供。 時間は流動的。ほぼ通常口腔ケア
入浴介助 清拭	応援体制が整うまではなし。	失禁等必要性のある方から清拭	清拭、適宜実施	清拭(ガス等復旧により週1回入浴)	ガス等の復旧により、ほぼ通常
排泄	必要な方のみ	厚めのおむつ対応。回数減	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり
リハビリ	中止	中止	褥瘡予防・拘縮予防重点実施	褥瘡予防・拘縮予防重点実施	個別実施
清掃	中止	中止	汚れた箇所実施	業者が入れない場合は職員が代替。頻度縮小	業者が入れない場合は職員が代替。頻度縮小
洗濯	中止	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	見通しつくまで、最低限使い捨てできる物使う。	電力・水道の復旧によるが、ほぼ通常どおり。
医療体制	応急処置、トリアージ、救急搬送 発電機使用開始	配薬中心(糖尿・心臓・精神等危険度大優先)薬確保	全員の健康チェック 必要時受診	全員の健康チェック 必要時受診	全員の健康チェック 必要時受診
夜勤体制	いる職員で対応	いる職員で対応	夜勤時間の延長 変則勤務開始	夜勤時間の延長 変則勤務継続	介護職員4名
ショートステイ 通所事業	新たな受け入れは中止	利用中の方の帰宅を検討	利用中の方の帰宅を検討	事業再開に向けた検討	事業再開に向けた検討

第7章 平常時における備え

1 備蓄品の確保等

具体的な品目と保管場所は「備蓄物品一覧」のとおり
以下に留意して、用意する。

- 大震災時には、少なくとも3日間は外部からの救助が得られないと想定し、入所者・職員・短期入所利用者等の飲料水、食料、日用品等を最低3日分確保する。避難者を受け入れた場合等、予定以上に必要となることも想定し、多めに用意しておく。なお、大規模災害時には通所サービス利用者等は帰宅せず施設に留まることを想定して備蓄する。
- 水は、飲料水の必要量を想定し用意する。
- 食料は、刻み食・アレルギー等の対応にも留意して備蓄し、備蓄品による献立を最低3日分用意しておく。
また、停電やガス停止時でも温かい飲料や簡単な調理（レトルト食品等）ができるよう、カセットコンロ等を用意する。
- 災害用トイレを使用する場合の一連の流れを想定し、衛生関係を含む関連用品の確保やゴミ保管場所を含めて検討のうえ備蓄する。
- 使い捨て物品の多用が想定され、ゴミ袋・消臭剤・速乾手指消毒剤・防虫剤・ブルーシート・スコップ等を確保し、ゴミ（紙ごみ、生ごみ、おむつ、がれき別）の一時保管場所を検討しておく。
- 衛生・生活用品は、断水時の手洗い・洗顔・洗髪・入浴・掃除等の代替方法を検討したうえで、必要数量を確保しておく。
- 職員個人においても、日頃から防災関連用品を携行するとともに、職場に保管しておく。

2 施設・設備の安全対策

- 転倒のおそれがある家具は固定し、ガラスに飛散防止シート（利用者の居室、各食堂（南側）、共通棟1階ホール（南側）は既に施工済みである。）を張る。
- 被災時に行う施設や設備のチェックリスト(図面や項目)や報告様式を作成し、防災訓練時に実際に行うことが大切である。

3 ライフライン等停止時の対応策の検討

- 停電、断水、ガス停止等による、対応策を検討しておく。
- 非常発電装置や放送設備の使用方法、トイレの設置方法等、対応策の手順を確認し、写真やメモにまとめておく。
- システムの停止にそなえ、日頃からデータのバックアップをとると共に、災害時にも利用する利用者の情報は出力して保管しておく。

4 訓練の実施・計画の見直し等

- 災害時において、利用者及び職員の安全を確保して施設機能を維持するために本計画で定めた優先業務を効果的に遂行するためには、計画をより具体的で実践的な内容とするとともに、職員全員がその計画や非常時優先業務の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要である。
 - 周知・訓練を繰り返し行うとともに、その過程で明らかになった課題と対策を検討し、本計画の見直しに反映する、「PDCA」サイクルを通じて、計画の継続的な改善を行うことが重要である。
- (1) 計画の策定 (PLAN)
- 各園の実情に応じた具体的で実践的な計画を策定する。
 - 計画の策定にあたっては、実際に対応する現場職員の意見を取り入れ、各職場単位で話し合う等、職員一人ひとりが考えることや職場で共通認識をもつことが大切である。
- (2) 周知・訓練の実施 (DO)
- 職員全員が策定した計画や非常時優先業務の内容を理解できるよう、説明会や訓練の実施により、周知徹底を図る。
 - 課せられた役割を円滑に確実に実施できるよう、被災時対応訓練を繰り返し行う。なお、日中・夜間等、異なる対応となる場合それぞれについて行う。
- (3) 点検・検証 (CHECK)
- 作成した計画や対応マニュアルについては、周知や訓練等を通じて点検・検証し、課題を把握するとともに対策を検討する。
- (4) 計画の見直し (ACTION)
- より実践的な内容となるよう、点検・検証した結果、明らかになった課題やその対応策を計画に反映する。
 - 地域の防災計画が見直された場合や、組織体制や事業内容に変更があった場合等についても、計画を見直す。

Ⅱ 災害発生時における 緊急対応マニュアル

第1章 概ね1時間以内に行うこと

● 概ね1時間以内に行うこと

- 1 発生直後の安全確保
- 2 非常放送
- 3 安全な場所への避難誘導
- 4 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議
- 5 利用者・職員の安否確認
- 6 救護所の設置
- 7 設備・施設の状況確認、代替措置の実施
- 8 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）

1 発生直後の安全確保

(1) 地震発生中の対応

- 慌てて外へ飛び出さない。
- 手近なクッション、毛布などで頭部を保護する。
- 落下物から身を守るため、テーブルの下に入り、棚や窓ガラス等危険なものから離れる。
- 車椅子から転倒しないよう、可能な措置をとる。
- すばやく、調理器具・たばこなどの火を消す。
- 万一火が出たらすぐ消火する。
(消火器、消火栓等を使用)
- 窓・居室のドアを開け、避難経路を確保する。
- 利用者に声かけ
 - ・安心感を持てるように冷静で温かい対応に努める。
 - ・恐怖心によるパニックをできるだけ抑えるように対応する。

(2) 揺れがおさまったときの対応

- 利用者の安否状況を把握する。
 - ※居場所、けがの有無等を確認する。
- 火の元、火災発生の有無を確認する。
- 利用者に声かけ
- けが人へ応急処置
 - ※動かすことが危険な場合は、119番通報する。

2 非常放送

災害直後から地元自治体の災害放送やラジオ等で被災状況や交通情報等を確認し、非常放送により必要な情報を迅速に提供していく。

(1) 放送担当者

- ・日中：管理グループ
- ・夜間：夜勤リーダー

(2) 放送する文章（案）

ア 地震発生直後（2回繰り返す。）

<利用者へ>

- ・利用者の皆さまにお知らせします。
- ・ただ今、強い地震がありました。
- ・慌てて外へ飛び出さないでください。
- ・これから、職員が皆さまの安全確認に伺います。
- ・職員の指示に従って落ちついて行動してください。

<職員へ>※外へ避難しない場合

- ・職員へ連絡します。
- ・各棟の利用者、職員の安全と火災発生の確認を行い、災害対策本部（事務室管理グループ）へ状況を報告してください。

イ 地震発生直後 ※外へ避難する場合（2回繰り返す。）

<利用者へ>

- ・利用者の皆さまにお知らせします。
- ・ただ今、強い地震がありました。
- ・慌てて外へ飛び出さないでください。
- ・これから、職員が皆さまの安全確認に伺います。
- ・職員の指示に従って落ちついて行動してください。

<職員へ>

- ・職員へ連絡します。
- ・避難場所（日野第八小学校）へ避難します。
- ・担当する利用者を避難誘導してください。
- ・慌てず、落ち着いて行動してください。

ウ 発災概ね5分後 ※外へ避難しない場合 (2回繰り返す。)

<利用者へ>

- ・利用者の皆さまにお知らせします。
- ・先程の地震は、●●を震源とするマグニチュード●●で、日野市の震度は●●です。
- ・余震のおそれがありますので、落下物に注意して、引き続きその場所で待機してください。
- ・職員の指示に従って、落ちついて行動してください。
- ・なお、施設内で火災は発生していませんので、安心してください。

<職員へ>

- ・職員へ連絡します。
- ・引き続き、入居者・職員の安全と各棟の安全確認を行い、災害対策本部（管理グループ）へ、確認状況を報告してください。

エ その後

ラジオ等で得た災害情報、電力やトイレの使用方法や物品配布等災害対策本部で決めた内容を、随時園内放送で情報提供する。

(3) 非常放送設備の使用方法

- 設置場所：共通棟2階事務室、C棟介助員室
- 使用方法：資料編にある使用マニュアル参照

(4) 非常放送設備が使用できないときの代替措置

- ハンドスピーカー、トランシーバー等を使用して周知する。

3 安全な場所への避難誘導

原則として、当園の利用者が避難所へ避難することは困難であるが、避難する時は建物が使用不能で一時的、緊急避難的な場合である。

(1) 避難前の準備等

- 落下物から身を守るため、防災頭巾、ヘルメット、帽子等を被る。
- 家具の転倒や落下物のおそれのない場所・部屋に移動させる。
- 建物倒壊、延焼のおそれがある場合等は避難誘導する。
- 外へ避難する場合は、きちんと靴を履き、非常用持出し袋、点呼簿を持参する。。
- 必要に応じて健康カード等を持参する。

(2) 第一次避難場所・経路

- 建物の大部分が使用不能のときは、避難場所に避難する。
- 避難場所：日野第八小学校
- 避難経路：別紙参照

(3) 第二次避難場所・経路

- 第一次避難場所に避難できない時は、第二次避難場所に避難する。
- 避難場所：三沢中学校
- 避難経路：別紙参照

(4) 1か所（施設内の安全な場所）へ移動・生活スペースの確保

- 少ない職員数で対応する必要がある場合等、状況により、1か所（施設内の安全な場所（共通棟1階ホール））へ利用者を集めて対応する。
- 当面の間、その場所で過ごす場合は、生活スペースを確保する。

4 災害対策本部の立ち上げ・第1回対策会議

(1) 場所

- 第1候補：共通棟2階会議室（様式等必要備品は厚生室にある。）
- 第2候補：B棟介助員室（様式等必要備品はB棟介助員室にある。）

(2) 設営

設営図を参考に、事務室のFAX前のスペースに災害対策本部を設置する。災害対策本部の設営に必要な主な物品、設置手順は次表のとおり。物品の詳細は、災害対策本部の物品一覧を参照する。

チェック	物品名	保管場所	設置手順
	ホワイトボード	会議室	運搬する
	テレビ	職員休憩室	
	ハンドスピーカー・メガホン		
	救急セット	診察室	
	パソコン・プリンター	共通棟 事務所	既設の物を使用する
	懐中電灯	共通棟 事務所 「災害対策本部 備品」と記載さ れた書庫の中	書庫から取り 出し、物品を整 える
	ラジオ		
	利用者安否確認表		
	職員参集確認表		
	施設・設備チェックリスト		
	初動対応確認リスト（すること一覧）		
	事業団事務局報告		

(3) 第1回対策会議で行うこと(確認・判断・指示)

- 災害関連情報の確認
- 利用者・職員の安否状況の確認(第1次)
- 震度5強以下なら、参集連絡について判断
- 施設・設備の状況、立ち入り禁止場所の確認(第1次)
- 初動対応としてすることと役割分担の確認
- 救護所の設置について判断
- 利用者の支援場所について判断
 - * 1か所に集めて見守るか等
- 非常用発電装置により電力を使用できる場所・設備について確認
- 水道水の使用の可否について判断
 - * 停電や断水が想定されるなら、受水槽内の水を飲用に確保し、トイレや蛇口からの使用を禁止する等指示する。
- トイレの通常使用の可否を決める。
 - * 停電、断水、下水道管破損が想定される場合、状況に応じて水洗使用を禁止して災害用トイレの使用を指示する。
- 決めた内容を、必要に応じて館内放送等で周知する。
- 事業団事務局へ状況報告

(4) 役割分担(夜間に発生した場合) ※再掲

担当	役割	分担例
仮本部長 (リーダー)	・全体総括、指揮及び判断、非常放送 ・事務局等関係機関との連絡調整	1人 ※職務最上位
情報 担当	・利用者・職員の状況把握・記録 ・被災状況に関する情報収集・記録	リーダーが兼務
設備 担当	・ライフライン、施設・設備の確認 及び代替措置	1人
利用者 担 当	・利用者の安全確保(救護を含む。) ・利用者の生活支援	残り全員

(5) 優先順位の考え方等 ※再掲

- ① 生命に関わることから実施する。

- ② いる人数でできること、できないことを確認する。
- ③ いる人数でできることを実施する。
- ④ まず、行動。報告は後でもよい。
- ⑤ 記録は大事。ホワイトボードや紙に時間を追ってメモする。

5 利用者・職員の安否確認

(1) 利用者・職員（施設内勤務中）の安否確認

- 発災後速やかに、各棟で利用者・職員の安否確認をし、災害対策本部（管理運営係）に報告し、「利用者安否確認表」に集約する。
- 園外にいる利用者の安否について、利用者等と連絡をとり確認する。
- 怪我の有無についても確認し、重傷の場合は対応内容も集約する。

(2) 職員（出張中）の安否確認

- 出張中の職員については、自身の安全を確保のうえ、安否について災害対策本部（管理グループ）や職場へ連絡を試みる。
- 自動車運転中に地震が発生し、車をおいて避難する必要がある場合、交通の妨げにならない場所(できるだけ道路外)に駐車する。
- やむを得ず道路上に車をおいて避難するときは、道路の左側に駐車し、鍵は付けたままでドアロックをしない。
連絡先を記載したメモを残し、窓は閉め、貴重品・車検証・個人情報に記載された書類は持ち帰る。

(3) 勤務時間外職員へ参集連絡（震度5強以下の場合）

- 震度5強以下の場合で、職員の参集が必要と認められるときは、緊急連絡網により参集の連絡（第○次非常配備態勢）をする。
- 震度6弱以上の場合、連絡不要

◆伝達文（電話連絡網より携帯メールの一斉連絡が望ましい。）

「●●地域において震度●の地震が発生しました。

日野療護園でも相当の被害が発生しております。

第●次非常配備態勢を発令します。該当職員は、自身や家族の安全を確保のうえ、参集してください。参集場所は共通棟2階会議室です。」（2回繰り返す。）

- 電話やメールがつかない場合は、災害用伝言ダイヤルに指示内容を録音する。職員は、地震の規模から参集連絡が想定されるのに連絡がない場合は、災害用伝言ダイヤルを再生し指示に従う。

災害用伝言ダイヤル

園の代表電話（042-593-2421）

○勤務時間外職員から、安否や参集にかかる連絡があり次第、確認簿に情報を集約する。

6 救護所の設置

(1) 対応者

- 日中：看護師、負傷者数に応じて応援職員数名
 - 夜間：看護師が参集するまでの間は、夜勤者等で対応する。
- ※重傷者については、救急車を呼ぶ。

(2) 場所・設営

- 負傷者がいる程度ある場合は、救護所を設置する。
- 第1候補は、診察室とする。
- 第2候補（第1では狭い場合等）は、共通棟1階ホールとする。
- 必要な薬品や備品を確保し、動線を考えて椅子や毛布を置く。
- 救護所である旨、掲示する。
- 非常放送で、救護所を設置した旨を放送する。

◆放送内容

- ・職員へ連絡します。
- ・診察室（共通棟1階ホール）に、救護所を設置しました。
- ・怪我等対応が必要な利用者は、救護室へ搬送してください。

（2回繰り返す。）

(3) 応急処置の実施

資料編の「応急処置の方法」を参考に処置を行う。

(4) 医療機関への搬送等

ア 近隣の医療機関

名称	診療科目	電話	FAX
花輪病院	内科、外科等	042-582-0061	042-586-3171
日本医科大学多摩永山病院	内科、外科等	042-371-2111	042-372-7381
府中恵仁会病院	内科、外科等	042-365-1211	042-365-1213
日野市立病院	内科、外科等	042-581-2677	042-587-3408
都立多摩総合医療センター	内科、外科等	042-323-5111	
東海大学医学部付属八王子病院	内科、外科等	042-639-1111	042-639-1112
立川相互病院	精神科、眼科、泌尿器科	042-525-2585	042-525-2942

イ 搬送手段（救急車が呼べない状況の場合）

○道路事情が良好なら施設の車で搬送する。

(5) 万が一、亡くなった方がいる場合の対応

- 警察へ連絡
- 保護者へ連絡
- 実施機関へ連絡
- 安置場所の確保
- 状況を記録する。

(6) その他

○できる範囲で、記録しておく。

7 施設・設備の状況確認、代替措置の実施

(1) 担当・点検項目

- 各棟の居室については、介助職員が利用者等の安全確保後に「各棟建物点検・報告書」により点検する。
- 共通設備やライフラインについては、「設備等点検リスト」により確認する。
＜担当＞・日中に発生：管理グループ職員（設備班）・(株)ジャパンサービス職員
・夜間に発生：いる職員の中で分担した職員
- 災害対策本部へ報告し、集約する。

(2) 危険個所の立ち入り禁止表示

- 建物の一部損壊、ガラスやがれきが散乱している等危険な場所に立ち入り禁止の表示を行う。

(3) 対応策の検討等

- 災害対策本部で、報告されたライフラインや建物等被害の情報をもとに対応策を検討し、実施について指示する。
- 必要に応じて、館内放送で周知する。

(4) ライフライン等に被害がある場合の代替措置

停電

1 非常用発電装置

- 停電後、自動的に稼働する。
- 稼働しているかどうかは、非常用発電装置の稼働音の有無で確認できる。(設置場所は、共通棟北側機械室棟及び機械室棟横)
- 非常用発電装置(既存)の燃料として、軽油が120リットル備蓄しており、連続12時間の送電が可能である。
非常用発電装置(新設)の燃料として、軽油が800リットル備蓄しており、連続約3日間の送電が可能である。
- 作動中も補給が可能なタイプである。

2 非常用発電装置の送電先(使用できる設備)

設備		場所	備考
既 存	非常灯	各棟の居室、廊下等	
	消防設備(消火栓ホブ、スプリンクラー)	各棟	
	非常通報装置	C棟介助員室	
	放送設備	共通棟2階、C棟介助員室	
新 設	給水ポンプ	受水槽に附帯	
	ナースコール	B棟女性更衣室	
新 設	空調設備	共通棟1階ホール	
	電源コンセント	共通棟1階ホール	

3 自家発電機(ポータブル発電機)

- ポータブル発電機が、共通棟1階備蓄倉庫に4台(中型1、小型3)保管してある。
- 燃料はガソリンで、12時間使用可能
- 非常用発電装置からの送電停止後や必要な照明等に使用する。

4 内蔵蓄電池により、一定時間使用可能な設備

設備	使用可能時間	備考(場所等)
非常口誘導灯	約20分間	各棟の廊下
廊下の非常照明	約30分間	各生活棟の廊下
固定電話(デゾ外)	約5時間	優先電話は使用可

5 ブレーカーの位置

共通棟北側に主受変電設備が、共通棟1階・2階、各生活棟に分電盤がそれぞれ設置されており、回路ごとにブレーカーが設けられている。

6 停電により影響のある主な設備とその対応策

ア 上水道

- 停電時でも非常発電装置により給水ポンプが稼働し、水道は使用できる。
- 直結栓は、厨房内北側シンクと厨房外北側の2箇所にある。

イ 照明

- 昼間は太陽光、夜間等は懐中電灯等を使用する。
- 非常用発電装置で非常灯のみ点灯する。

ウ 空調

- 非常用発電装置の送電エリアの共通棟 1 階ホールは使用可能
- 体温調整が難しい方等は、空調使用可能な共通棟 1 階ホールに集める。
- その他代替措置
 - 冬季：服装等で対処
 - 夏季：水分補給、日よけ等

エ 放送設備

- 非常発電装置からの送電停止後は、ハンドスピーカー等を使用

オ 電話

- 災害時優先電話は停電時も使用可能
- 携帯電話は使用可能（手動充電器で繰り返し充電）
 - ※発災直後は輻輳する可能性大。メールは遅れるが可能

カ 給食

- 備蓄品による対応（詳細は第4章に記載）
- 備蓄食品一覧と、備蓄食品による献立等は第4章に記載

キ 機械警備

- 手動に切り替える。

ク ナースコール

- 非常発電装置の稼働により使用可能
- 非常発電装置からの送電停止後は、ポータブル発電機（中型）により使用できる。
- ナースコールが使用できない時は、共通棟ホール等を集める、随時見守りを行う等対応する。

断水

水道局からの送水が止まった場合

1 貯水タンクの容量とその使用方法

ア 受水槽：屋上12.5 m^3 2基（平成23年度一日平均使用量 37.4 m^3 ）

⇒飲料水として確保

※洗濯・洗顔・トイレ等の生活用水には使わない。

2 飲料水の確保

ア ペットボトル飲料水の備蓄

（1人1日1.5リットル、約100人×3日分の計算）

保管場所	形態・本数
共通棟1階備蓄倉庫	8本入り×36箱（1.5 $リ$ ／本）
各棟食堂冷蔵庫	50本（500 ml ／本）

イ 備蓄していた飲料水を全て消費した場合

断水が長期に及び、備蓄していた飲料水（3日分）が底をついた場合は、水道局の給水拠点へ水をもらいにいく。

必要量が多いので、支援物資や給水車を要請する。

・水道局電話番号：0570-091-101

・市社協電話番号：042-582-2319

3 生活水の確保（トイレの排水等）

ア 井戸水

○近隣の百草園団地内に、災害時用井戸があり使用が可能

イ 浴槽の残り水

※ 衛生関係（手洗・入浴等の代替方法）は第3章に記載

4 医療用等の水の確保

受水槽タンク分を利用

ガス停止

1 ガス供給停止の確認

○強い地震が発生した場合には、直ちに使用中の全てのガス器具を止める。

なお、マイコンメーターが設置されているため、震度5強相当以上の地震を感知した場合、自動的にガスの供給が停止する。

○ガスメーターは共通棟北西側に設置されている。

○使用を再開する場合にはガス臭くないことなど安全確認のうえ、使用する。

○東京ガスで、ガスの供給を停止している場合には使用できない。

○震災時は、東京ガスのHP（トップページ）で、復旧方法や供給停止地域の情報が掲載される。

2 ガス臭いときの対応

○窓を開けて換気する。

○ガス機器の栓を閉める。

○ガス栓を閉める。

○ガス会社へ連絡する。

・ガス漏れ通報専用電話：0570-002299

・お客様センター電話：042-589-2237

○火気厳禁

○電灯や換気扇等のスイッチに触らない。（火花から引火するので）

<写真>

機器栓例（コンロ）



機器栓（給湯器）



ガス栓（元栓）



メーターガス栓



3 ガスの使用ができない場合の影響と対応

ア 給食

- 調理ができないため、非常用備蓄食品による対応とする。
- 備蓄食品一覧と、備蓄食品による献立等は資料編に記載
- 備蓄場所は一覧に記載
- カセットコンロにより、飲料用のお湯を沸かすことは可能
(インスタントの味噌汁・スープ類、レトルト食品の加工)

イ ボイラー、ガス湯沸かし器

- 使用できない。(入浴が不可能となり清拭対応となる。)
- お茶等飲料用は、カセットコンロで沸かす。

下水道の破損

1 確認方法等

- トイレや排水が流れるか確認し、詰まりや破損を把握する。
- ただし、巨大地震で管の破損等が想定される場合は、使用できることが確認できるまで使わない方が無難
※汚物が詰まるまで使用し修繕もすぐにできない場合には、衛生状態の悪化を招いてしまうため、トイレは非常用簡易トイレキットを使用する。
- 公共ます（公共ますは、敷地と道路の境界付近にある。）が汚水でいっぱいの場合、下水本管（自治体管理）でつまりや破損がおきている。
- 公共ますの中が空の場合は、施設内の排水設備の詰まりや破損等が原因と考えられるため、**施工業者等**に連絡する。

2 連絡先

- 下水道局
下水道幹線 流域下水道本部 電話：042-527-4827
公共下水道 日野市役所環境共生部下水道課
電話：042-585-1111
- 施設内排水設備の施行業者
(株)ショウテック 電話：042-692-0327
(株)大塚設備 電話：042-592-6033

トイレ

1 簡易トイレの設置

- 下水道の破損が想定される場合は、簡易トイレキットを設置する。
- 簡易トイレキットの保管場所
 - ・防災倉庫に20セット（200回分/セット）保管
- 設置方法（写真）



- 使用済トイレットペーパー入れるためのポリ袋を個室内に設置
- 手洗い用に、除菌ウエットティッシュや手指消毒液を設置
- トイレ入口に、使い方・留意事項を掲示する。
- 汚物の一時保管場所
 - 園庭北側に蓋付ポリ容器に入れて一時保管する。
 - ※汚物であることを表示（ポリ容器に予め記載しておく。）
 - ※保管場所に、手指消毒液等を置いておく。

2 下水道に破損がなくトイレに水を流せる場合（停電時（非常用発電装置が稼働していない。）又は断水時

- 下水管に破損がないことが確認できた場合には、停電又は断水しても、生活用水を直接便器内に流して使用できる。
- 生活用水は、風呂の残り水、井戸水等をポリ容器等で運搬し、トイレ入口に設置する。
- 便器内に流し入れるためのバケツ（小）等を設置する。
- 手洗い用に、除菌ウエットティッシュや手指消毒液を設置する。
- トイレ入口に、使い方・留意事項を掲示する。
- 随時、水の運搬が必要となる。

3 下水道に破損がなくトイレに水を流せる場合（停電時（停電後に非常用発電装置が稼働している。））

- 上水道が使用可能で下水管に破損がないことが確認できた場合には、非常用発電装置が稼働している間は、給水ポンプに電力が供給され、通常どおりトイレに水を流すことは可能である。
- 停電しているため、センサーは作動しないのでフラッシュバルブにあるボタンを押して水を流すことができる。
- 非常用発電装置が稼働していない場合には、上記2の方法による。
- なお、長時間の断水が想定される場合にはトイレの水としては使用しない。

【フラッシュバルブにあるボタンの位置】



ゴミ

1 収集再開までの保管場所

分別し園北側の空き地に一時保管する。なお、下にブルーシートを敷くとともに上にもブルーシートをかけ、散乱又は臭いへの対策をとる。

○分別方法

- ア 可燃ゴミ、不燃ごみ、かん、びん、ペットボトル
- イ おむつ、簡易トイレ専用キットの汚物袋
- ウ がれき・ガラス等危険物等
- エ 新聞、雑誌・雑紙類、段ボール、有害ごみ

○保管方法

- ア 可燃ゴミ及び不燃ゴミは日野市指定収集袋に入れて保管
- イ おむつ等は蓋付ポリバケツに入れて保管
- ウ ガラス等危険物は袋に入れて保管
- エ 新聞等は従来 of 保管場所で保管

※大震災発生直後は、ごみ収集がしばらく停止されることを前提として、悪臭を防ぐためにゴミ袋の中に塩素（次亜塩素酸ナトリウム6%を含有する殺菌剤）をスプレーしておく。

（可能な範囲で行う。）

OA機器等

1 福祉の森（会計端末）【停電時のシステム保全作業】

- 停電と同時にバックアップ装置が鳴るので、「BUZZOFF」ボタンを押す。
- 電気復旧後運転ランプが点灯していないときは、「POWER」ボタンを押して復旧する。

2 支援記録システム系統 システムサーバー（緑LAN）

【停電時のシステム保全作業】

- 停電と同時にUPS（無停電電源装置）が作動するので、クライアントの作業終了を確認後、別途定める手順に従い、速やかにシャットダウンする。
- 電気復旧後、別途定める手順に従い、サーバーを起動する。

【データの保全】

- システムデータについては、外付HDDにより毎日バックアップを行う。

3 事務用ネットワーク系統、ファイルサーバー（青LAN）

【停電時のシステム保全作業】

○停電と同時にUPS（無停電電源装置）が作動するので、クライアントの作業終了を確認後、別途定める手順に従い、速やかにシャットダウンする。

○電気復旧後、別途定める手順に従い、サーバーを起動する。

【データの保全】

○日常使用するデータについては、原則、ファイルサーバーに保存する。ファイルサーバーについては、2本のRDXカートリッジを交互に毎日フルバックアップする。

○RDXカートリッジのうち、前日にフルバックアップを行った1本は金庫で保管する。

4 ノートパソコン（クライアント端末）

○原則として、停電したら、速やかに作業を終了させ保存する。

○ノートパソコンにある内蔵バッテリーにより、一定時間起動が可能なため、必要なデータは一時的に使用可能である。

○停電時に備えて、普段から消費電力を抑えるよう基本設定を行う。

○普段から、逐次保存を心がける。

5 代替措置

○システムが利用できない場合に備え、最低限必要な利用者の情報等は、紙ベースで出力し、介助員室に保管する。

○復旧までの間については、支援記録や職員間の業務連絡は紙ベースで行う。

6 機器の保護

○各サーバーについては、サーバー室に設置し、転倒や落下の防止措置をとる。

8 事業団事務局等への被災状況の報告（速報）

（1）日中に災害が発生した場合

ア 各園から事務局への報告

- 各園は、発生後概ね45分以内に事務局へ電話により連絡をとる。
- 各園は、電話連絡とあわせて、次の事項を「事業所被害状況等報告書(福祉保健局様式8)」によりFAXで事務局へ報告する。ただし、余裕がない場合は電話による口頭報告のみで構わない。
- なお、避難や安全の確保を最優先とする。
 - 職員の参集状況
 - 人的被害の状況（死亡・負傷者・不明者数等）
 - 施設・ライフラインの被害状況等
 - 施設の運営状況
 - その他

イ 事務局から東京都福祉保健局への報告

- 事務局は、各園の被災状況について、福祉保健局各所管部へ概ね1時間以内に報告する。
- 事務局が甚大な被害を受け、機能していないときは、各園は上記報告事項について、福祉保健局各所管部へ直接報告する。

ウ 電話やFAXが通じないときの対応（災害用伝言ダイヤルの利用）

- 各園は、災害用伝言ダイヤルを利用して、各園の代表電話番号に報告ポイントを絞って簡潔に録音する。（事務局は再生する。）
 - 人的被害（利用者と職員の安否）
 - 建物被害（園敷地内の生活が可能か、ライフラインの状況）
 - 困っていること
- パソコンや携帯のメール等による連絡も試みる。
- 事務局は、災害用伝言ダイヤルを利用して、事務局の代表電話番号に、各園への連絡事項を録音する。（各園で再生する。）

（2）夜間・休日に災害が発生した場合の報告

- 各園は、発生後概ね45分以内に事務局へ電話による連絡を試みる。
- 連絡を試みても参集者がいない等、連絡がとれないときは、事務局及び福祉保健局各所管部へ「事業所被害状況等報告書(福祉保健局様式8)」によりFAXで報告する。
- あわせて緊急連絡網を利用し、事務局へ連絡する。
- 事務局の参集者はFAXを確認したら施設へ連絡をとる。

第2章 概ね24時間以内に行うこと

● 概ね24時間以内に行うこと

- 1 備蓄品の使用準備
- 2 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認
- 3 主な優先業務の具体的実施方法等
- 4 各設備業者や利用者家族等への連絡

1 備蓄品の使用準備

(1) 在庫確認・場所確保

- 備蓄品担当者は、在庫を確認する。
- 必要な物品を倉庫等から出し、分配する場所を確保する。

(2) 配分方法を決める

- 食料や衛生用品は、人数等からおおまかな消費ペースを考え、災害対策本部で配分方法を決める。
- 被害規模等により長期化しそうな場合は、節約しながら使用する。

(3) 払い出し状況や在庫管理

- 備蓄品担当者は在庫管理を行い、物資の不足や物流の復旧の遅れが明らかな場合は、必要な物品と数量を明らかにし、地元自治体や社協等に救援物資の配布を依頼する等対応を検討する。
- 毎日、災害対策会議の際に、各棟等から状況を報告してもらう。

2 当面の利用者支援方針及び役割分担の確認

余震の状況、建物被害状況及び職員の参集状況等に応じて、次の各事項等、当面の支援方針を災害対策本部で決定し指示する。

- 中断、縮小する業務（通所や短期入所の新たな受入休止等）
- 利用者支援の場所（1箇所に集めるか等）
- 設備やライフラインの状況から、給食・排泄・入浴（清拭）等の業務縮小目安
- 当面の役割分担とローテーション
- 避難者や通所利用者等受入による定員超過利用について

3 主な優先業務の具体的実施方法等

(1) 食事提供

ア 事前に行っておくこと

- 非常食を使用した非常時献立表を、最低3日分作成する。
- 1食分の量・カロリー、飲料水の量を記載しておく。
- アレルギーや流動食対応が必要な場合についても作成しておく。
- 備蓄品の消費後に、支援を要請する食品内容を検討しておく。

イ 災害時の提供方法

- 備蓄品と提供する人数を確認する。
- 三食・定時にこだわらず、非常食の予定表を基本に対応する。
- 予定表の朝・昼・夕の順にこだわらず、出せるメニューから提供する。
- 提供人数が予定より多い場合は、節約して使用する。
- 誤って使用し過ぎないように、一食分ずつ運び出す。
- 可能な範囲で備蓄品の容器をそのまま皿として使用する。
- 断水時に食器を使用する際は、食器にラップをして食事を盛り付け、使い終わったらラップのみを捨てる。
- 飲料水はペットボトルを配布し、介助が必要な場合は個別に対応
- 可能なら、カセットコンロでお湯を沸かし、温かい物も提供する。

(2) 排泄

- 下水道が破損し、トイレが使用できない場合には、災害用簡易トイレで対応する。
- 停電等で移動リフトが使用できない場合には、収尿器やおむつ等により対応することも検討する。

(3) 入浴（清拭）等

ア 入浴業務中止時の対応策

- 断水時は、清拭用シート等の備蓄品と対応人数を確認する。
- 状況に応じて、部分・全身清拭、回数等について決め、実施する。

イ 主な清拭等用品の数量・保管場所

品名	数量及び保管場所		備考
清拭用シート	100袋	防災倉庫	12枚入り/袋
ドライシャンプー	20本	防災倉庫	200ml/本

(3) 服薬管理や医療的ケアの実施等

ア 個別利用者の、服薬情報や医療的ケアの有無の把握

- 災害時や施設外避難の際に、応援職員等が利用者の服薬状況等を把握できるよう、事前に個別の情報を記載した健康カードを作成しておく（氏名、年齢、血液型、服薬情報、医療的ケアの必要性、発作の有無、その他注意事項等）。
- 応援職員が対応する際や避難時は、上記カードをベッド脇におく等、誤った対応を防ぐよう努める。
- 医療的ケアが必要な利用者リストを作成しておく。

イ 服薬の確保・医療的ケアの実施等

- 各入居者が服用している薬剤の在庫について点検を行い、不足する薬剤については嘱託医や医療機関等へ連絡し調達に努める。
- 停電によりたんの吸引等、電力が必要な場合は、非常発電装置による電力が送電される場所（共通棟1階ホール）へ対象者を集めて対応する。
- 施設の被災状況、薬の確保状況、利用者の健康状態等を考慮し、医療機関や他施設への移送が必要と判断する場合は、保護者等へ連絡のうえ移送を行う。

ウ 医療的ケアを行う場所（停電時）

場所	収容人数	必要備品等	
		品名	数量
共通棟1階 ホール	約12名	吸引器	1台
		吸入器	1台
		水	1本

エ その他の留意事項

- 震災発生時においても、職員が冷静な行動をし、利用者の不安感を軽減するよう努める。
- 利用者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さにも気を配るとともに、慣れない環境からくるストレスを緩和するよう努める。
- 職員の過重労働を防ぐため、休憩スペースを確保し、交代で体を休めるとともに、メンタルにも気を配る。

(5) 衛生環境の保持

ア 感染症の予防方法等

- 断水の場合、通常行っている「手洗い」「うがい」等ができなくなるため、手洗いはアルコール手指消毒剤等の使用等、うがいは少量の水を使用して行うなど、可能なかぎり感染症予防を行う。
- 感染症が発症した場合、感染が拡大しないよう、可能な限り個室等の隔離された場所へ移す。対応する職員はマスク等を必ず着用する。
限られた物資・環境の中でも、最善の方法を検討し実施する。

イ ゴミの保管場所等

- 道路の被害状況やゴミ収集業者の被災状況等により、ゴミの収集が平常通り行われない場合に備え、ゴミの処理方法及び保管場所を確保しておく。
- ゴミの腐敗や悪臭を防ぐため、なるべく日陰の場所を保管場所にし、ブルーシートかけるとともに、ゴミ袋の中に塩素（次亜塩素酸ナトリウム）が含まれるもの（市販のハイター等）をスプレーしておく。
- ゴミの分別や保管場所について、職員に周知するとともに掲示する。

◆ゴミの一時保管場所

種類	一時保管場所	備考
可燃ごみ、不燃ごみ	園北側の空き地	日野市指定収集袋に入れて保管
かん、びん、ペットボトル	従前の保管場所	
新聞、雑誌・雑紙等	//	
おむつ、汚物等	園北側の空き地	おむつ、簡易トイレの汚物袋等
がれき等	//	

◆ゴミ関連の備蓄品

品名	数量	保管場所	備考
可燃ゴミ袋(40ℓ)	50セット	共通棟 1階 階段下 倉庫	家庭用・10枚/セット
不燃ゴミ袋(40ℓ)	50セット		家庭用・10枚/セット
可燃ゴミ袋(45ℓ)	10セット		事業用・10枚/セット
不燃ゴミ袋(45ℓ)	10セット		事業用・10枚/セット
おむつ専用収集袋(20ℓ)	50セット		10枚/セット
レジ袋(大)	300袋	防災 倉庫	
レジ袋(小)	300袋		
消臭剤	20個		
ハイター	20個		
ブルーシート	8枚		
スコップ	4個	工作室	

4 各設備業者や利用者家族等への連絡

(1) 設備

被害を受けた建物や設備等のうち、生活や支援に大きな影響のあるものについては、可能な範囲で各設備業者へ連絡し、安全点検、応急処置等を行う。

(2) 利用者の家族等

○利用者の家族等からの安否確認の連絡に対応する。

○安否が確認できない場合や負傷した場合は、家族、実施機関等と適宜連絡調整し、対応する。

5 通所サービス利用者等への対応

(1) 大規模災害発生時における基本的な対応

○大規模災害発生時においては、通所サービスや短期入所事業の利用者等について、むやみに帰宅することなく、施設で待機してもらう。

※大規模災害発生時においては、公共交通機関が運行を停止し、大量の帰宅困難者が発生することが想定され、このような中むやみに移動することは混乱や危険にまきこまれる恐れがあるため。

なお、東京都帰宅困難者対策条例においても、むやみに移動せず、職場や外出先に待機するよう定められている。

○余震がおさまり、公共交通機関復旧後の混乱がおさまる等、危険に巻き込まれることなく安全に帰宅できる見通しがついてから、自宅の安全性や移動手段を確認のうえ、帰宅してもらう。

(2) 家族等へ安否確認の連絡

○家族等へ、利用者の安否について連絡する。

なお、事前に災害時における基本的な対応（施設に待機）を周知し、複数の連絡手段について確認しておく。

(3) 居住スペースの確保、利用者支援

○あらかじめ定めた場所（通所サービスの場所等）に、寝食がとれるスペースと寝具等を用意し、空調を確保する。

○障害特性に配慮した、区画の設営を行う。

(4) 支援者を確保し、役割分担を決める。

○基本的には、普段から支援をしている通所サービスの職員を中心に支援者を確保し、役割分担を決めて支援を行う。（大規模災害時においては、職員もむやみに移

動せず職場に待機している。)

○障害特性に応じて、食事や排せつ等必要な支援を行う。

なお、飲料水や食料等は、通所者の分も3日間備蓄している。

(5) 待機者一覧及び支援記録の作成等

○施設に待機する通所サービス利用者の一覧を作成し、災害対策本部へ情報提供する。必要に応じて、関係機関にも連絡する。

○施設に待機している間、必要に応じて利用者の状況等について記録する。

(6) 情報提供

○災害の状況や公共交通機関の復旧状況等について、障害特性に配慮し、利用者の状況に応じた情報提供を行う。

(7) 帰宅への支援

○余震がおさまり、道路や公共交通機関復旧後の混乱がおさまる等、危険に巻き込まれることなく安全に帰宅できる見込みを確認する。

○家族等と連絡をとり、自宅への帰宅が可能か確認する。

○移動手段を確保する。(送迎サービスの復旧または家族の迎え等)

第3章 概ね72時間以内に行うこと

第3 概ね72時間以内に行うこと

- 1 救援物資の受け入れ体制の確保
- 2 ボランティアの受け入れ体制の確保
- 3 災害時要援護者（避難者）の受入の準備
- 4 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）
- 5 復旧に向けた取り組み

1 救援物資の受け入れ体制の確保

- 救援物資の受け入れ・保管場所を決める。動線も考えて配置する。
- 必要な物品を必要な数量を受け入れることができるよう、毎日の災害対策会議で各棟から情報を収集し、園で不足している物品の種類や数量を適時適切に把握する。
- 地元の自治体や社会福祉協議会等へ依頼する。
- 救援物資を受け入れたら、その量等から配分先を検討し配布する。

2 ボランティアの受け入れ体制の確保

- 各棟等からボランティアへ依頼したい業務を集約し、方針を決める。
- ボランティア用の名札を用意し、休憩場所を確保する。
- 受け入れに当たっての最低限のルールを決める。
（自身の食料や衛生用品等は、自分で持参してもらう等）
- ボランティアとの調整窓口担当者を決める。
- 担当者は、毎日の災害対策会議等で、各棟からボランティアに依頼したい業務の内容等の情報を収集し、調整する。
- 地元自治体や社会福祉協議会等と連絡調整する。

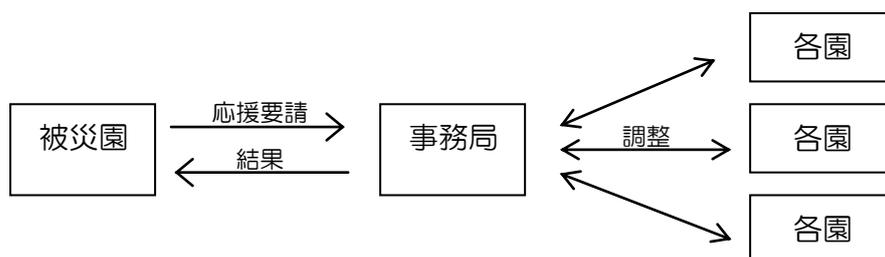
3 災害時要援護者（避難者）の受入の準備

- 施設利用者の安否が確認でき、ある程度状況が落ち着いてから、一般的な避難所では避難生活に支障があり、介護や特別な配慮を必要とする障害者等の受け入れについて、可能な範囲で対応する。

4 事業団施設間における応援体制（調整の仕組み）

事業団各施設において、必要な職員数を確保できない場合や、甚大な建物被害を受けた場合等において、当該被災施設が職員の派遣要請や利用者の一時受け入れ要請を行う場合は、事業団をあげて、要請に応じるものとする。

基本的には、事務局が、被災施設から要請を受け、他施設と必要な調整を行うものとする。（緊急対応が必要な場合や効率性の観点から、近隣の事業団施設等と直接調整しても構わない。）



(1) 職員の派遣要請と調整の流れ

- ① 事業団職員の派遣を要請する被災園は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の1欄」により、事務局へFAXで応援職員の派遣を要請する。
- ② 事務局は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の2欄の上段」により、応援要請のあった園以外の園へ、FAXで要請内容を連絡し、派遣可能な職員の登録を依頼する。
- ③ ②により連絡を受けた各園は、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の2欄の下段」により、事務局へ、FAXで派遣可能な職員の登録について回答する。
- ④ 事務局は、各園からの登録内容を調整した結果派遣する職員について、「応援体制の調整票（事業団職員の派遣）の3欄」により、職員派遣元の園と、派遣先（要請元）の園に連絡する。
- ⑤ 集合場所や留意事項等の詳細については、可能な範囲で事務局が連絡調整するが、派遣元と派遣先の園で直接調整していただいて構わない。

(2) 利用者の受け入れ要請と調整の流れ

- ① 他事業団施設へ利用者の受け入れを要請する被災園は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の1欄」により事務局へ、FAXで利用者の受け入れを要請する。
- ② 事務局は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の2欄の上段」により、応援要請のあった園以外の園へ、FAXで要請内容を連絡し、利用者の受け入れ可否について回答を依頼する。
- ③ ②により連絡を受けた各園は、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の2欄の下段」により、事務局へ、利用者の受け入れ可否についてFAXで回答する。
- ④ 事務局は、各園からの回答内容の調整結果について、「応援体制の調整票（利用者の受け入れ）の3欄」により、受け入れ先の園と、受け入れを要請した園に連絡する。
- ⑤ 利用者情報や受け入れに係る留意事項等については、受け入れ先の園と、受け入れを要請した園で直接連絡をとり調整する。

5 復旧に向けた取り組み

(1) 復旧に向けた取り組みについての検討

- 災害対策会議を定期的開催し（被害や復旧状況に応じて、1日1回～数回）、各棟等の現状を把握し、園内の現状や課題について共通認識を図り、復旧に向けた取り組みについて検討する。
- 検討のうえ実施することとした復旧に向けた取り組みは、いつまでに誰がどのように行うのか等具体的に検討し、進行管理する。
- 必要に応じて、事務局・自治体等関係機関と連絡・調整して行う。

(2) 設備等の修繕

- 建物や設備の被害を受けた箇所について確認を行い、写真等で記録しておく。
- 修繕等が必要な項目を洗い出し、緊急度、日々の生活への影響度が大きいものから、優先順位をつける。（すぐに対応が必要なものと長期的な対応で足りるものに分類する。）
- 早急な対応が必要なものについて、専門業者による復旧工事や修繕を行う。

- 水道管・下水道管・ガス管等で、自治体が管理している範囲に被害がある場合は、管轄の事業所へ連絡する。
- 園の予算で対応できない規模の修繕等が必要な場合は、適宜事務局と相談のうえ対応する。

(3) 休止・縮小していた業務の再開

- 生活介護事業（通所）や短期入所事業の受け入れ等、災害発生後の混乱や職員の確保状況が等から休止・縮小していた事業・業務について、代替措置も含めて体制が整ったものから業務を再開する。
- 引き続き中断せざるを得ない場合等、通常の実施と条件が異なる場合は、その内容を明確にし、利用登録者や関係機関に連絡する。
- 大きな余震があった場合における対応を検討してから再開する。
 - 実施場所における安全の確保
 - 職員の確保
 - 業務実施に必要な物品の確保
 - 大きな余震があった場合の対応の検討

Ⅲ 災害時要援護者の受け入れ等

現時点では、自治体から二次避難所に指定されていない。
以下、参考

第1章 平常時における取り組み

1 基本的な考え方等

- 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする災害時要援護者は、住環境や周囲への気兼ねから一般の避難所で共同生活を続けることが困難な場合が多く、避難所で生活するには要援護者の特性や状況に配慮した対応が必要である。
- また、東京都地域防災計画において、都立施設は状況に応じて地域の二次避難所（福祉避難所）としての役割を果たすとされている。
こうしたことから、事業団各施設は、社会福祉施設としてこれまで培ってきたノウハウを活かし、求められる役割を果たせられるよう、自治体と協力して要援護者の受け入れに取り組むこととする。
- 取組みにあたっては、建物の安全性や施設本来の利用者の安全確保を前提とし、二次被害や大きな混乱を招かないよう、対応可能な内容を明確にするとともに、課題と具体的対応策を検討する。
- 事業団各施設が二次避難所として指定されるかは、自治体の判断事項であるが、地元自治体から二次避難所に指定されていない場合でも、他地域を含む自治体から緊急要請を受ける場合や、甚大な被害を受けた事業団施設の利用者等が、被害の少ない他の事業団施設に避難する場合を想定し、対応できる内容を検討し準備しておく。
- 事業団各施設で受け入れる災害時要援護者は、具体的には自治体との協定等により決めていくが、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする在宅の方で、必要に応じてその家族も受け入れることとする。
- 自治体との調整がつく場合は、施設の有する能力をを特に活かすことのできる、施設本来の対象者（障害者や幼児等）を避難受入対象者とすることが望ましい。また、受け入れた後に容態が急変した場合や、施設の機能では対応できない方については、安全が確保できるよう適切な対応が行える病院や他施設等へ移送するなど、無理のない支援体制について、事前の準備を行う。

2 平常時に検討する事項、自治体との事前調整

(1) 全体事項

- 園の中で、対応できる内容を検討する。
(場所の提供のみか、備蓄品も提供するのか、支援も行うのか等)。

ただし、園自身も被災した場合は、建物や利用者の被災状況により、かえって大きな混乱を招かないよう、できる範囲で対応する。

- 自治体と協議し、実施内容、役割分担（平常時の対策、災害時における避難所の設営・受入調整・物資の調達や支援者の確保等）、手続き、経費の負担等について、事前に調整し、協定書を締結する。

（２）自治体及び施設における二次避難所担当所管等

- 自治体及び施設における二次避難所担当所管や責任者を確認する。

■自治体の二次避難所担当所管

所管部署名	●●市●●部●●課●●係
電話番号	
FAX番号	
避難所管理責任者	●●市●●部●●課●●係長
連絡調整担当者	●●市●●部●●課職員

■施設の二次避難所担当所管

責任者	園長
二次避難所担当チーフ	●●グループリーダー
二次避難所担当	●●グループから●名

※園の災害際策本部の構成は、「Ⅰ 事業継続計画」の「第3章 災害時における組織体制」に記載。

（３）提供場所

- 要援護者を受け入れる場所は、原則としてバリアフリー化（段差解消・障害者用トイレ利用可能な場所等）された場所とする。
- 可能なかぎり、冷暖房や情報提供関連設備を確保する。
- プライバシーに配慮し間仕切りした区域や、行動障害のある方等のクールダウン等のための部屋の提供等の検討を行う。
- 物資置き場、支援者の打合せ場所など必要な場所を確保できるよう、一定の広さを確保する。

（４）対象者像と規模

- 自治体と協議し、受入れ対象者を決めておく。（例えば知的障害者等）
- 提供する場所の面積から、受け入れ可能な人数を決めておく。
- 自治体との協定で、自治体が設置運営し責任を持って支援者を確保することが担保されていないなら、施設の通常時の対象者（知的障害者の施設は知的障害者）を主な受入対象者とすることが望ましい。

（５）避難所の設置や運営主体

- 設置運営方法について、自治体の意向を確認し、自治体が主体的に設置運営し施設は場所を提供するのみなのか、自治体からの要請により施設も管理運営に参画するのか決めておく。
- 施設が避難所の管理運営に参画する場合においても、自治体から当該施設担当職員を派遣してもらうことが望ましい。
また、どのタイミングで何の情報を連絡するのか、調整しておく。

(6) 物資や機材の確保

- 自治体と共に、避難所運営に必要な物資や機材について、確認する。
- 園に備蓄しておくもの、発災後に搬入するもの、それぞれどちらが主体となってどのように確保するのか調整する。
なお、開設に最低限必要な備品等は用意しておく。
- これらの経費に関しては、自治体に負担してもらうことを基本として、調整を行う。

(7) 支援者の確保

- 自治体との事前調整において、支援者の必要人数やどちらが主体となってどのように確保するかを決めておく。
- 状況によっては、要援護者の家族等の支援者も一緒に受け入れ、家族等に支援してもらえそうな、受け入れ体制も検討しておく。

(8) 要援護者受け入れ時の手続

- 被災時に要援護者を受け入れる際の手順について自治体と調整する。
- 被災時には、建物の被災状況や受入可能な内容を確認のうえ、受入体制が整ってから、二次避難所を開設する必要がある。
- 場所だけ提供し、二次避難所の整備から受入調整・支援まで全て自治体の責任において行う場合は、被災時に、施設は建物の被害状況を自治体へ連絡し、自治体は開設することを施設へ事前に連絡し、施設は必要に応じて協力する旨等を定めておく。
- 避難所の具体的な設営が施設へ依頼されている場合は、「避難（予定）者の個別状況票」を活用し、避難予定者の情報（支援・配慮内容等）について、可能な限り避難前に自治体から提供してもらう。
- 被災直後から、要援護者が一次避難所を経由しないで避難してきた場合の対応について、確認しておく。
- 一次避難所から二次避難所への移送、二次避難所から緊急入所又は入院先への移送手段の確保について、自治体と協議し決めておく。

(9) 開設期間

- 自治体と協議し、二次避難所の開設期間を定めておく。ただし、やむを得ない場合は協議により必要最小限の期間を延長できるものとしておく。

(10) その他（帳票の整備や広報等）

- 二次避難所の運営に必要な帳票等を整備し、保存しておく。
- 自治体が園を二次避難所として指定する場合、自治体による対象者への周知内容や、一般広報内容を確認しておく。
- 防災マップ等に二次避難所が明記されているなど一般に公表されている場合は、それを見た多数の一般市民等が園に避難して来ることのないよう、二次避難所が誰に対するもので、どういう手続で利用できるかも合わせて記載することを自治体に依頼しておく。
- 自治体によっては、災害時要援護者の把握や、災害時個別支援計画の作成に着手するなど対策を図っているところであり、地元の自治体の取組状況を把握しておく。

3 自治体との協定書の締結

自治体と、上記2の事項など調整した内容を協定書として締結する。

(1) 自治体が設置・運営し、施設は主に場所を提供する場合の事項例

- 目的
- 利用対象者（要援護者の内容）
- 利用予定場所
- 避難所として利用できる施設の周知
- 応急危険度判定の実施
- 避難所の開設
- 避難所開設の通知
- 避難所の管理
- 費用負担
- 開設期間
- 避難所の終了
- 個人情報保護
- 関係書類の保管
- 有効期間
- その他

(2) 自治体からの要請に基づき、施設も設置や運営に携わる場合の例

- 目的
- 利用対象者（要援護者）
- 受け入れ可能人数（概算）
- 利用予定場所
- 避難所として利用できる施設の周知
- 施設使用の要請及び受諾
- 応急危険度判定の実施

- 避難所の開設
- 避難者情報の提供（利用の手続等）
- 避難者の移送
- 物資の調達
- 介護支援者の確保
- 避難所の管理
- 費用負担
- 開設期間
- 避難所の終了
- 運営マニュアルの整備
- 個人情報の保護
- 関係書類の保管
- 有効期間
- その他

4 職員への周知や訓練の実施

(1) 研修等による職員への周知

- 災害発生時において、円滑に二次避難所を設置・運営するためには、具体的で実践的なマニュアルを整備するとともに、職員全員がその内容を認識し、課せられた役割を確実に実施できることが必要であるため、研修を実施する等周知を図ると共に意見交換する。
- 災害発生時において、円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、自治体等関係機関と認識の共有を図ると共に、災害時要援護者及びその家族等の関係者へ避難所の目的やルールに関する知識の普及啓発に努める。

(2) 訓練の実施等

- 災害発生時において、円滑に福祉避難所を設置・運営できるよう、施設職員だけでなく、自治体や災害時要援護者及びその家族等の関係者が参加する訓練を実施する。

5 要援護者の特性に応じた対応

- 避難所生活において要援護者が必要とする支援内容は一人ずつ異なり、受け入れる際に個別に確認する必要があるが、一般的には次のア～コに記載した支援や配慮を行う。
- 各施設利用者と同様の要援護者を受け入れる場合は、施設の有するノウハウを十

分に活かし、高齢者など施設利用者と異なる対象者を受け入れる場合は、その特性の理解に努め、可能なかぎり特性や状況に応じた対応を行う。

- 停電等により空調管理ができない等、要援護者によっては必要とする対応ができない場合は、その旨を明らかにし、適切に対応できる方を受け入れる。

ア 肢体不自由のある方

- 障害内容に応じて、食事・排泄・着替え・入浴・移動等の日常生活に介助が必要となる。
- 車椅子使用者は、トイレ等と段差のないスペースが避難場所となるよう配慮し、通路は車椅子が通れる幅を確保する。
- 体温調整できない方には、空調の配慮を行う。
(停電等により空調を確保できない場合は、その旨を明らかにする。)

イ 内部障害者

- 外見からはわかりにくいいため、十分に聞き取り、状況を把握する。
- 常時医療機器を利用している方は電源の確保が必要となる。
- オストメイトの方はストーマ装具の交換や洗浄等できる設備が必要となる。
- 食事療法（塩分・カリウム等への配慮等）が必要な方もいる。

ウ 視覚障害者

- 音声による状況説明・情報提供・コミュニケーションが必要となる。
- 移動や食事等に支援や配慮が必要（支援が必要か、声かける。）
- 誘導する際は、いきなり腕をつかんだりせず声をかけてから、半歩前に立ち、肘の上を握ってもらい誘導する。
- 壁際等わかりやすい場所が避難場所となるよう配慮する。

エ 聴覚障害者

- 筆談や手話による状況説明・情報提供・コミュニケーションが必要となる。
- 情報はホワイトボード等にも掲示する。

オ 盲ろう者

- 移動や食事、情報提供等の各場面で特別の支援や配慮が必要
- 指点字等、コミュニケーションがとれる支援者に同行してもらう。

カ 知的障害者、自閉症の方

- 普段と違う場所、騒がしい音、大勢の人がいる場所等が苦手な方もいるため、間仕切り個室を用意する等、落ち着ける環境を作る。
- 聴覚に過敏（乳幼児の泣き声等が苦手）な方もいるため、受け入れた要援護者に乳幼児がいる場合は、場所を分ける等の配慮が必要となる。
- 指示や予定は、できるだけ具体的に、短い文章で、「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」「穏やかな口調で」説明する。実物や絵を見せて、意思を確認するのもよい。

キ 精神障害者

- 服薬への配慮・支援が必要
- 状態によっては、落ち着ける場所が必要となる。

ク 高齢者

- 心身の状態によって、食事・排泄・着替え・入浴・移動等の日常生活に介助が必要となる。
- 堅いものが食べられない等、食事内容に配慮が必要な場合もある。
- 認知症高齢者には、見守りを含め、状況に応じた対応が必要となる。

ケ 乳幼児

- ミルクを作るためのお湯や、授乳・オムツ替えの場所が必要。
- 乳幼児が大声で泣いているときに利用するスペースや、子どもが走り回って遊べるスペースを用意する。
- 急激な環境の変化で思わぬ事故につながらないように、家族の方と一緒にいてもらう。

コ 妊産婦

- 精神的動揺により、状態が急変する場合もあるので、搬送先の確認や移送手段の確保が必要となる。車椅子もあるとよい。

第2章 災害発生時における対応マニュアル（二次避難所）

1 二次避難所の開設に向けた直前の準備

■ 自治体が設置運営する場合（施設は場所の提供のみ）

（1）施設の安全確認【発災後1時間以内】

- 二次避難所の開設は、施設利用者の安全確保や、建物の安全性を前提とするため、施設利用者の状況を把握すると共に施設の被害状況とライフラインの状況を確認する。（具体的方法は「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」「第1章概ね1時間以内に行うこと」に記載）

（2）施設の災害時対策本部において方針決定【発災後概ね1～3時間】

- 施設利用者の安全確保や建物・ライフラインの状況等を鑑み、二次避難所として対応可能な内容を確認する。

- 建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける必要があるか確認する。（停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等）
- 避難所区域を確認する。（立入禁止区域の確認）

（3）自治体との連絡調整【概ね発災当日】

- 建物被害やライフラインの状況等について、自治体へ報告する。
- 二次避難所の開設について、区市町村から連絡を受ける。
（自治体は、災害の規模から二次避難所（福祉避難所）の開設が必要と判断した場合や、一次避難所の避難者の中に要援護者がおり二次避難所の開設が必要と判断した場合に、二次避難所を開設する。）
- 自治体職員名（二次避難所管理責任者と連絡窓口担当者）を確認し、施設の担当職員名（責任者として災害対策本部長名と、二次避難所に係る連絡窓口担当者）を伝える。
- 自治体職員の到着予定時刻や開設日時を目安を確認する。
- 自治体職員到着までに施設側で準備しておくことを調整する。

（4）自治体職員が開設するまでの対応事項【概ね発災当日～翌日】

- 避難所関係者の立入禁止区域に、その旨掲示する。
- 自治体職員へ、提供する区域や設備の確認・説明
- ゴミの分別や保管方法、トイレや手洗い場を提供する場合はその利用ルールを説明する。（平常時に作成したものの確認）
- 避難所開設前に要援護者が避難してきた場合は、その対応
- その他、自治体から依頼された事項を行う。

■ 自治体からの要請に基づき、施設が設営や運営を担う場合

（1）施設の安全確認【発災後1時間以内】

- 二次避難所の開設は、施設本来の利用者の安全確保や、建物の安全性を前提とするため、施設利用者の状況を把握すると共に施設の被害状況とライフラインの状況を確認する。（具体的な方法は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章概ね1時間以内に行うこと」に記載）

（2）施設の災害時対策本部において方針決定【発災後概ね1～3時間】

- 施設利用者の安全確保や建物・ライフラインの状況等を鑑み、二次避難所として対応可能な内容を確認する。
- 建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける必要があるか確認する。（停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等）
- 避難所区域を確認する。（立入禁止区域の確認）

○被災状況等から受け入れ開始可能日時について目安をたてる。

(3) 自治体へ被災状況、受入可能内容を報告【概ね発災当日～翌日】

○施設は、建物やライフラインの状況、受け入れ可能な内容について、自治体へ連絡する。

○協定で予定していた二次避難所の場所が被害等により使用できない場合はその旨を伝える。この場合において、他の場所の提供が可能な場合はその内容を伝える。

○建物被害やライフラインの状況から、対象者に一部制約を設ける場合は、その内容を伝える。(停電時において、非常用電源の状況から常時電源を必要とする医療器械使用者の受入は困難である等)

○この時点で避難所の設営が困難な場合はその旨を伝え、受け入れ体制が整ったら、再度連絡する旨を伝える。

(4) 自治体から二次避難所の開設要請【概ね発災当日～翌日】

○二次避難所の開設について、区市町村から要請を受ける。

(自治体は、災害の規模から二次避難所(福祉避難所)の開設が必要と判断した場合や、一次避難所の避難者の中に要援護者がおり二次避難所の開設が必要と判断した場合に、二次避難所を開設する。)

○自治体職員名(二次避難所管理責任者と連絡窓口担当者)を確認し、施設の担当職員名(責任者として災害対策本部長名と、二次避難所に係る連絡窓口担当者)を伝える。

○自治体が把握している避難予定者の概要について聞き取る。

○震度6弱以上のとき等は、自治体も混乱していることが想定されるため、要請を受ける前から体制がとれる場合は準備を進め、連絡する。

(5) 二次避難所の設営【概ね発災当日～翌日】

①全体

○散乱物の片付けや清掃等、二次避難所として利用可能な状態にする。

○施設本来の管理運営区域と二次避難所区域を分け、避難所関係者立入禁止区域にその旨の掲示する。

○二次避難所区域の中も、二次避難所運営組織のみが使用する区域と避難者が使用できる区域にわけ、避難者立入禁止区域に掲示する。

○防災関係設備の確認を行う。(園の災害対策本部からの連絡)

②利用者の居住スペース：●棟●階●●室を提供

○寝食がとれるスペースと寝具等を用意する。

⇒寝具等が不足する場合は自治体へ確保を要請する。

○空調を確保する。

停電時や体育館等を提供する場合、可能な限り冷暖房器具を確保すると共に、冬季はダンボールを床に敷き、夏季は風通しをよくするなどの対策を講じる。

⇒冷暖房器具が不足する場合(特に停電時)は、自治体へ要請する。

- 事前検討した区域に従い、要援護者の状況に応じた配置を確認する。
体育館等の広い空間を提供する場合は、誰がどのあたりにいるかわかるように、テープや仕切りで区画し、おおまかに地番をつけておく。
- 知的障害者や自閉症の方を受け入れる場合は、騒がしい音、大勢の人がいる場所等が苦手な方もいるため、間仕切りを設ける。
- 車椅子使用者を受け入れる場合は、トイレ等と段差のないスペースが避難場所となるよう配慮し、車椅子が通れる通路幅を確保する。
- 聴覚障害者には、文字による情報提供が必要であることから、ホワイトボードの近くとするか、情報提供しやすいように聴覚障害者の居住スペースをある程度まとめておくといよい。
- 視覚障害者には、音声による情報提供が必要であり、移動等に支援が必要であることから、壁際等わかりやすい場所とする。
- 興奮状態になった避難者を落ち着かせるためや、授乳やオムツ替え、個別相談時等に使える狭い部屋も合わせて提供する等の検討を行う。
- 避難所受け入れ時や、食事提供、日中の過ごし方等について、避難予定者の状況に応じて検討し、必要な動線やスペースを確保する。
- トイレを使用できない方への排泄支援や清拭を行う場合、女性等にもプライバシーに配慮したスペースを確保する。
- 衛生状態を保ち、食中毒や感染症の予防の観点から必要なスペースを確保する。

③救護所の設置

- 必要に応じて、救護所を設置する。
- 需要が少ない場合は、園の救護所で対応する。

④トイレ：●棟●階トイレを提供

- 停電や断水等により通常のトイレが使用できない場合、災害用簡易トイレを設置する。（設置方法は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章 概ね1時間以内に行うこと」の7に記載）
- 利用のルールについて、掲示する。（ルールは平常時に用意）
- 定期的に、汚物を園指定の保管場所に移すと共に、清掃する。

⑤ゴミ置き場：●棟●階廊下（●●の前付近）に区画

- 避難所利用者用のごみ置き場を設定する。
- 分別ルールを絵や写真等でわかりやすく掲示する。（平常時に用意）
- 悪臭や害虫防止のために、長期に放置せず、定期的に園の保管場所に移す。（場所は、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応」の「第1章概ね1時間以内に行うこと」の7に記載。殺菌剤もスプレーする。）

⑥物資の保管場所：●棟●階●●室の一角に保管

- 食料・飲料水・日常生活用品・介護用品等の置き場を確保する。
- 承諾なく消費されて困ることのないよう、保管方法に留意する。

- 施設本来の備蓄とは区分しておく。
- 状況によっては、人道的配慮により施設の物資を提供するが、基本的には施設で必要とする量は区別して確保しておく。避難所の分は、初動対応分を除き自治体から随時搬入される仕組みを調整しておく。

⑦支援者の拠点となる場所：●棟●階●●付近に設置

- 記録や打合せを行う等、支援者の拠点となるスペースを確保する。
- ラジオやテレビの情報収集機器を用意する。
電話やトランシーバー等、施設内外との連絡手段を確保する。
⇒不足する場合は、自治体に要請する。
確保できるまでの間は、施設の災害対策本部から情報提供する。
- 支援者の休憩場所を確保する。

⑧利用者への情報提供：●棟●階●●付近に掲示板設置

- 可能なら、避難者も使える場所にテレビやラジオ等を用意する。
- 避難者へ情報提供する掲示板・ホワイトボードを設置する。

⑨不足している物品の確認及び確保要請

- 不足する（見込含む）食料や生活物資等は、自治体へ確保を依頼する。ライフライン停止時には、必要となる水の量や発電機等の資機材、プロパンガス等の燃料、冷暖房器具等の確保を要請する。
- 自治体による確保が遅れることが見込まれる場合は、施設の物品を支障のない範囲で提供する。なお、後日請求する際に必要なため、「物品受払簿（二次避難所）」に記載する。

(6) 支援体制の確認（外部の支援員の受入・打合せ）【発災2～3日目】

- 施設の二次避難所担当者は、自治体と連絡して、自治体職員や自治体が確保した支援員を受け入れる。（事前の協定内容による。）
- 自治体による確保状況によっては、施設で負担できるか検討する。
（特に人手を必要とする受入時）
- 役割分担を決める。（例）

リーダー	1人	全体総括、指揮・判断 区市町村等関係機関との調整 園の災害対策本部との連絡調整
受入担当	1人	避難者受入調整の総括 避難者の状況把握
物資担当	2人	飲料水・食料・物資の受入払出及び数量管理 ＊不足分の把握 ＊確保要請数・支援物資受入れ ＊備蓄食材の組合せによるメニュー検討

支援担当	残り	介護や生活の支援	*持ち場も決める
------	----	----------	----------

*清掃やゴミ捨てについても分担・当番を決めておく。

*利用者や同行した保護者にも、状況により、可能な範囲で掃除や食材の配付・見守り等に協力してもらう。

*衛生管理について、自治体の保健士や施設の医療職・栄養士等が必要に応じて意見する。

○支援者全員で、利用する場所を確認する。

- ・受付
- ・利用者の利用するスペース、トイレ
- ・支援員のスペース
- ・日常生活用品、介護用品、食料等の保管・払い出し場所
- ・ゴミ捨て場、そのゴミを廃棄（施設で保管）する場所
- ・二次避難所利用区域の確認（事業団職員以外の支援者は、避難所利用区域以外は原則立入禁止）

（7）避難予定者の状況確認【発災2～3日目】

○自治体へ、設営状況や支援員の確保状況について連絡する。

○自治体から、避難予定者について「避難（予定）者の個別状況票」を提出してもらう。

○停電や混乱により事前に入手することが困難な場合は、二次避難所に入るときに提出してもらう。（状況票の事前入手が困難な場合、名前と支援概要等の情報は可能な限り事前に入手する。）

（8）受付手順や運営方法の確認【発災2～3日目】

○名札を用意する。

必要に応じて、名札ケースに個別状況票のコピーを入れておく。

○事前に入手した「避難（予定）者の個別状況票」を基に、可能な範囲で「避難者名簿」を作成しておく。（受入後でも可）

○受付時の説明事項を整理する。（利用ルールや相談場所等の案内）

○事前に避難者を把握している場合は、誰がどの場所（部屋）を利用するのか割り当てておき、名簿や名札にも記載する。

○事前に避難者を把握できない場合は、どの部屋から入れていくのか、対象者の状態別の部屋割り等を決める。

○受付時の役割分担を決める。

（個別状況票や名簿一覧を確認する人、名札等を渡す人、場所を案内する人等）

（9）自治体へ受け入れ可能な連絡【発災2～3日目】

○自治体へ、避難所の体制が整ったことを連絡する。

○到着予定時刻、移送手段について確認する。

- 可能なら、一度に多人数受け入れず、少し時間をずらしてもらおう。
- 事前に「避難（予定）者の個別状況票」が提出されていない場合は、受付時に提出するよう、依頼する。

（10）施設の災害対策本部へ報告【随時】

- 施設の二次避難所担当は、施設の災害対策本部へ随時情報を入れる。
- 施設の災害対策本部は、事業団事務局にも概要を情報提供する。

2 二次避難所の開設・運営

■ 自治体が設置運営する場合（施設は場所の提供のみ）

（1）受け入れ時の応援等

- 自治体が設置運営する場合でも、必要に応じて、受け入れが落ち着くまでは自治体の指示により補助する。

（2）連絡調整及び必要な支援

- 定期的に状況確認・自治体担当者と連絡調整し、必要な対応を行う。

（1）避難者の受付

- 「避難者の個別状況票」に利用開始日を記載し、受付を行う。
- 事前に「避難者の個別状況票」が提出されていない方は、受付時に提出してもらおう。
- 名札を渡す。
- 同じ部屋(区域)の方へまとめて利用ルールを説明し、場所を案内する。
 - *保護者等の支援者が同行していない重度知的障害者等、案内にも配慮が必要な方については個別に対応する。
- 受付に時間を要して入口が混乱する場合は、氏名だけ確認して、整理券を渡し、指定した場所にいてもらうようにし、後から順番に受付を行うなどの配慮を行う。（わからなくならないように留意）
- 二次避難所を開設する前に、避難者があった場合は、応急的に対応する。可能な場合は、避難所開設までの間は施設本体で支援する。

（2）名簿の作成・管理

- 避難者の状況等を把握するため、「避難（予定）者の個別状況票」を元に「避難者名簿」を作成し、随時更新する。
- 避難者が退所する場合は、自治体へ報告・確認するとともに、可能な限り転出先を確認し記録する。

- 毎日、名簿の整理及び集計を行い、「避難状況報告書」に集計結果を記入し、自治体へ報告する。
- 「避難者名簿」の情報は、公開を望まない避難者を除き、二次避難所に掲示するとともに、他から問合せがあった場合に原則公表する。
(ただし、行政機関、福祉関係事業者、安否確認を求める親戚等でないことが明らかでない場合は、この限りでない。)

(3) 食料・生活用品等の配給依頼及び受け入れ

- 飲料水・食料・日常生活用品・福祉機器等に不足がある場合は、必要とする食料等の内容や量を「食料・生活用品等の配給依頼書」により、自治体へ依頼する。
その際、現状や緊急度も備考欄に記載する。
- 依頼した食料等が配給された場合は、「食料・生活用品等の配給依頼書」に受領日時を記入し、食料等を受け取り、保管場所へ保管する。
- 依頼した食料等が配給された場合は、「物品受払簿（二次避難所）」に記入する。
- 食料等の配給依頼にあたっては、必要量の把握に努め、過剰に依頼しないよう留意する。

(4) 支援員等の専門的人材確保依頼及び受け入れ

- 二次避難所の利用者支援に係る専門的人材に不足がある場合は、不足する職種・人数・活動内容等について確認のうえ「支援員等の人材確保依頼書」により、自治体へ確保を依頼する。
- 依頼した人材が派遣された場合は、業務内容等を説明のうえ、避難所運営に参加してもらう。「支援員等の人材確保依頼書」には受け入れた日付等を記載しておく。

(5) ボランティアの受け入れ

- ボランティアへ依頼したい業務を集約し、方針を決める。
- ボランティア用の名札を用意し、ボランティアであることと、何の業務を依頼している方が分かるように記載する。
- 休憩場所を確保する。
- 受け入れにあたっての最低限のルールを決め、伝える。
(自身の食料や衛生用品等は自分で持参してもらう等)

(6) 二次避難所における災害時要援護者の支援

ア 基本事項

- 食事の提供等のほか、個別に必要とする介護や配慮を行う。
- 災害発生前に利用していた福祉サービスについて確認し、可能な範囲で類似のサービス提供に努める。
- ライフライン停止時等の支援の内容については、「Ⅱ 災害発生時における緊急対応マニュアル」を参照。

イ 飲料水・食事の提供（Ⅱの第2章参考）

- 備蓄食品と提供人数を確認のうえ、公平性に配慮して配分する。
- 誤って使用し過ぎないように、留意する。
- 三食・定時にこだわらず、非常食の予定表を基本に対応する。
- 朝・昼・夕の順にこだわらず、対応可能なメニューから提供する。
- 「避難者の個別状況票」で把握した必要な対応（アレルギーや流動食等）を行う。
- 提供人数が予定より多い場合は、節約して使用する。
- 備蓄食料の消費後は、配給された食材を組合せて提供する。
- 可能な範囲で備蓄品の容器をそのまま皿として使用する。
- 断水時の対応として、食器にラップをして食事盛り付け、使い終わったらラップのみを捨てる。
- 飲料水はペットボトルを配付し、介助が必要な方は個別対応する。
- ライフライン停止時においても、可能な範囲で、カセットコンロでお湯を沸かす等、温かい物の提供に努める。

ウ 排泄の介助

- 通常のトイレが使用できない場合、災害用簡易トイレで対応するが、障害の内容等から災害用簡易トイレが使用できない方はおむつにより対応する。
- 可能な限り、プライバシーや周囲への臭いに配慮した場所で行う。

エ 入浴（清拭）等

- 断水時は、清拭用シート等の備蓄品と対応人数を確認する。
- 状況に応じて、部分・全身清拭、回数等について決め、実施する。

オ 衛生管理等

- 手洗い（断水時は手指消毒剤等を活用）・うがいの励行、清掃・ゴミ管理等、衛生保持に留意する。

カ 服薬管理や医療的ケアの実施等

- 「避難者の個別状況票」で把握した服薬管理や医療的ケアを行う
- 避難者の持参した薬剤が不足する場合、自治体へ確保を要請する。
必要に応じて、施設が関係医療機関等へ直接連絡し、調達に努める。

キ 緊急入所等

- 心身の状態から、二次避難所での対応が困難で、緊急入所する必要がある、当該施設で対応できる場合は、施設へ緊急入所する。
- 当該施設本体でも対応が困難で、病院や他施設での対応が必要な場合は、移送先を探すと共に、自治体へ移送先と移送手段の確保を依頼する。
- 病院や他施設へ移送する場合、「避難（予定）者の個別状況票」について、特記事項加筆のうえ、移送先へ提供する。

なお、個人情報の提供に係る同意をとる。（裏面に○をつけてもらう。）意思確認が困難な場合や緊急を要する場合は、生命や安全の確保を優先して提供する。

ク 避難者への生活情報の提供

- 避難者が必要とする情報について、情報を収集し、掲示板や放送等の手段で提供する。
- 聴覚や視覚障害者等の特性に応じた情報提供を行う。（詳細前述）
- 保護者が同行して避難していることも考慮した情報を収集する。
- 避難所外部の生活情報の例
 - ・余震情報、地域の被害、安否情報
 - ・生活物資情報
 - ・ライフライン、交通機関の復旧情報
 - ・生活再建のための各種制度等の情報

(7) 支援者間の打合せ・業務の記録等

- 定期的に支援者で打合せを行い、必要な支援や物資、及び実施すべきこと等を確認する。
- 避難所運営は基本的に 24 時間体制で交代勤務となることから、円滑に運営できるように、対応した内容は日誌（ノートやPC）に記録しておく。
- 二次避難所で使用する物資等について施設の経費で用意した場合、後日費用を自治体に請求するため、内容等について記録し、新たに購入した場合の証拠書類を保存しておく。

3 二次避難所の閉鎖

- 二次避難所の開設期間は、基本的には、自治体との協定で定めた期間（協定上、必要により期間を延長することができる旨を記載しておく。）であるが、具体的な閉鎖日については、自治体から指示を受ける。
- 閉鎖日が決まった時点で、まだ避難者がいる場合は、その旨を周知するとともに、自宅等へ移送できるよう所持品を整理するとともに、移送手段について自治体に依頼する。
- 全員が利用を終了した時点で二次避難所を閉鎖し、自治体へ報告する。
- 二次避難所の後片付けをする。

4 費用の請求等

- 二次避難所の開設に要した人件費や物品等の費用について、自治体の定める基準や様式（なければ自治体と協議）にしたがい、請求する。

○関係書類は、5年間保存する。